

1 日目

○事件案 3 件

- ・ 生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について
- ・ 村道路線の認定及び廃止について

○予算案 8 件

平成 31 年度

- ・ 生坂村一般会計予算
- ・ 村営バス特別会計予算
- ・ 福祉センター特別会計
- ・ 簡易水道特別会計予算
- ・ 国民健康保険特別会計予算
- ・ 農業集落排水特別会計予算
- ・ 介護保険特別会計予算
- ・ 後期高齢者医療特別会計予算

○総括質疑

○議案の委員会付託

○陳情

○散会

・ 開会

4 P

- ・ 提案理由の説明・理事者のあいさつ

5 P

- ・ 事件案の朗読説明

12 P

- ・ 予算案の朗読説明

13 P

- ・ 総括質疑

16 P

- ・ 議案の委員会付託

16 P

・陳情
16 P

・散会
17 P

平成 31 年第 1 回生坂村議会定例会議事録

【 1 日 目 】

平成 31 年 3 月 8 日

午前 10 時開会

◎議事日程◎

日程	議案番号	事 件 名
		開 会
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 第 3 号	生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について
4	議 案 第 4 号	村道路線の認定及び廃止について
5	議 案 第 5 号	平成 31 年度生坂村一般会計予算
6	議 案 第 6 号	平成 31 年度生坂 村営バス 特別会計予算
7	議 案 第 7 号	平成 31 年度生坂村福祉センター特別会計予算
8	議 案 第 8 号	平成 31 年度生坂村簡易水道特別会計予算
9	議 案 第 9 号	平成 31 年度生坂村国民健康保険特別会計予算
10	議案第 10 号	平成 31 年度生坂村農業集落排水特別会計予算
11	議案第 11 号	平成 31 年度生坂村介護保険特別会計予算
12	議案第 12 号	平成 31 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算
13		総括質疑
14		議案の委員会付託
15		陳情について
16		陳情の委員会付託
		散 会

出席議員（８名）

1 番 望 月 典 子 君
3 番 一ノ瀬 貞 男 君
5 番 瀧 澤 龍 一 君
7 番 吉 澤 弘 迪 君

2 番 太 田 讓 君
4 番 宇 引 文 威 君
6 番 平 田 勝 章 君
8 番 市 川 寿 明 君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

地方自治法第１２１条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	松 沢 昌 志 君
教 育 長	市 川 廣 美 君	健康福祉課長	山 本 か づ 子 君
総 務 課 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	藤 澤 正 司 君
会 計 管 理 者	山 本 雅 一 君	教 育 次 長	平 野 公 恵 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 田 み か 君 書 記 中 山 茂 也 君

◎ 村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。おはようございます。村民憲章唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

それでは、生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。

我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

では 3 番、一ノ瀬議員の後にご唱和をお願いします。

〔4 番 瀧澤龍一君 朗読〕

◎ 開 会（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） 着席ください。ただいまの出席議員数は、8 名全員です。定足数に達しておりますので、平成 31 年第 1 回生坂村議会定例会を開会いたします。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布してあるとおりであります。

◎ 報 告（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。議員派遣の件について、お手元に配布してありますとおり議員を派遣しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成 31 年 1 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧いただきたいと思います。

◎ 日程 1・会議録署名議員の指名（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、5 番、瀧澤議員、7 番、吉澤議員を指名いたします。

◎ 日程 2・会期の決定（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。先日、議会運営委員会で検討しました、本定例会の会期は、本日 3 月 8 日から 3 月 19 日までの 12 日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日３月８日から３月１９日までの１２日間と決定いたしました。

◎ 提出議案の報告（午前１０時０４分）

○議長（平田勝章君） 次に、提出議案の報告をいたします。本定例会に提出されております議案は、

議 案 番 号	件 名
議 案 第 ３ 号	生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について
議 案 第 ４ 号	村道路線の認定及び廃止について
議 案 第 ５ 号	平成 31 年度生坂村一般会計予算
議 案 第 ６ 号	平成 31 年度生坂村営バス特別会計予算
議 案 第 ７ 号	平成 31 年度生坂村福祉センター特別会計予算
議 案 第 ８ 号	平成 31 年度生坂村簡易水道特別会計予算
議 案 第 ９ 号	平成 31 年度生坂村国民健康保険特別会計予算
議 案 第 10 号	平成 31 年度生坂村農業集落排水特別会計予算
議 案 第 11 号	平成 31 年度生坂村介護保険特別会計予算
議 案 第 12 号	平成 31 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算

の、事件案２件、平成３１年度予算案８件の計１０件であります。

◎ 提案理由の説明・あいさつ（午前１０時０５分）

○議長（平田勝章君） ここで理事者より提案理由の説明並びにあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さんおはようございます。平成３１年第１回議会３月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

３月に入り二十四節気の啓蟄が過ぎまして、穏やかな日が続き春の訪れを感

じる今日この頃でございます。議員各位に於かれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は、村政運営に對しまして、ご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。

それでは3月定例会は、来年度の事業、予算の審議が中心の議会でありまして、私が先月20日から4期目に入りまして初めての定例会でありますので、私の公約に沿った来年度に対する施政方針について、村民の皆さんにもお聞きいただき、引き続き村政運営にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

さて、国においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととされました。

また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示されました「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要とされる地方の一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとされました。

当村においても4つの重点事業として「福祉の村づくり事業」「子育て支援事業」「産業振興事業」及び「地域活性化対策等事業」を柱に、これまでの事業を引き続き推進していくとともに、「生坂村第5次総合計画」の総まとめとなります当初予算の組み立てとし、主に子育て世代への支援として3歳以上の保育料無償化の先行実施や産婦検診の新設、定住促進住宅の建設などにより「人口減少対策」に努めていくとともに、安全安心な暮らしのために役場庁舎に非常用電源の設置や村道の改良を行うものいたします。

一般会計の歳入は、地方財政計画において地方交付税が増額となりますが、算定基礎となります人口や公債費が減少しており、また自主財源であります村税においても前年度とほぼ同水準であることから、税交付金等の一般財源総額は前年度とほぼ同額の見込みとなっております。歳入全体では、前年度よりも8,100万円の減額が見積もられる中、過疎対策事業債のうち、ハード事業では村道改良事業及び県営中山間総合整備事業の継続と、穂高広域施設組合が実施します新ごみ処理施設整備事業、定住促進住宅建設事業等の新規を併せて6事業の借入れを予定しております。

また、緊急防災・減災事業債では消防車両車1台の更新を行い、消防団活動の機能強化を図るとともに、役場庁舎に非常用電源を設置いたします。ハード事業全体として2億1,290万円の村債発行を予定しており、過疎対策事業債のソフト事業は発行限度額の3,500万円を計上し、村債全体では2億8,590万円で4,380万円の減額となりました。基金の繰入金では、ふるさと「いくさか」応援基金から184万円増額の1,911万円の寄付金繰入れを行う一方、財源補填分を合わせた全体では1億1,811万円で、前年度より4,084万円の増額となつ

ております。

歳出では、高齢者の低栄養防止・重症化予防事業や配食サービスなど「福祉の村づくり事業」を着実に継続することにより、健康寿命の延伸を図ります。

「子育て支援事業」では、産婦健診事業や小学校の図書館にエアコンを設置するなどの新規事業を行うとともに、3歳以上の保育料無償化を4月から先行実施いたします。

「産業振興事業」として、「いくさかの郷」を拠点とした地域の活性化を更に進めるとともに、景勝地であります山清路の遊歩道の修繕を行います。

また、「地域活性化対策等事業」として、若者定住促進住宅の建設、移住定住及び空き家対策事業補助金の増額のほか、役場庁舎への非常用電源の設置や村道の改良により安全安心な暮らしにも力を入れてまいります。

よって、一般会計の予算総額は18億7,800万円で、前年度比で4.1%減の8,100万円の減額となりました。

また、7つの特別会計の前年度比は、施設改良費の減額などによります簡易水道特別会計で14.3%、860万円の減、保険給付費の増額などによります国民健康保険特別会計で2.1%、600万円の増、介護給付費の増額などによります介護保険特別会計で6.2%、1,700万円の増などとなり、特別会計全体で、1.5%、1,370万円の増となりました。

それでは、重点事業の「福祉の村づくり事業」では、今年度から国民健康保険の制度改正により、都道府県が財政運営の責任主体となるなど大きな改革が行われましたが、来年度も保険税については現在と変更なく運営をしてまいります。しかし、収入不足は必要に応じて基金を取り崩して対応する予定でございます。

今年度からの第7期介護保険事業では、多職種間情報共有や見守りシステムの「トリニティケアクラウド」の導入検討、認知症初期集中支援、認知症サポーター養成講座の開催などの「包括的支援事業」の推進、介護予防普及啓発事業、高齢者の低栄養防止・重症化予防事業などの「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実対応をしてまいります。

しかし、医療費、介護サービス費が年々増加する傾向でありますので、原因の分析と保健師や管理栄養士によります保健指導を積極的に行い、特定健診・特定保健指導の受診及び健康維持の啓発を強化し、医療費の抑制、生活習慣病の発症予防と重症化の予防や適切な受療行動をとることなどに取り組んでまいります。高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」の増室により、高齢化や高齢者のみの世帯の増加に対応し、介護認定を受けた方も、安心してデイサービス、ホームヘルプサービスなどを利用しながら住み慣れた生坂村で安心して住み続けられるように支援してまいります。

また、今年度「地域支え合い推進会議」を立ち上げ、総合的な観点から、生活援助サービスの重要課題を解決するための検討を重ね、来年度から生坂村有償援助サービス「もりびと」が本格稼働し、「住民相互の支え合いによる地域づくり」を進めてまいります。

そして、村民の皆さんには健康管理の意識を高めていただき、健康維持や介

護予防に努めて健康寿命を伸ばしていただくことなど、健康な暮らしの継続と福祉の充実により、高齢者の生活の安定に取り組んでまいります。

次に「子育て支援事業」としましては、新年度4月から3歳児以上の保育料無償化の先行実施に伴い、給食材料費の無料化を実施して、今年度からの児童・生徒の給食費を無料化に合わせますとともに、健やかに産み育む子育て支援金、18歳までの村単福祉医療費の無料化を継続することにより、保護者が子育てしやすい環境をさらに整えます。

子育て支援センター「なのはな」では、育児支援の拠点として保健師や保育士の常駐により親子の触れ合い、親同士・子ども同士の交流、育児相談、子育てに関する情報提供、必要に応じた相談・助言を引き続き行います。

また、来年度より生坂村子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員として2名配置することにより、村内全ての子どもと、その家庭及び妊産婦等に対して必要な支援に関わる業務全般について、他機関との連携を図りながら、中核となって継続的なソーシャルワーク業務を行い、総合的な子育て支援を充実させてまいります。

保育園では、一人ひとりの子どもの発達や成長をしっかり見守るきめ細やかな保育を引き続き行い、来年度は遊戯室のエアコンを更新いたします。

小学校では今年度、書架の入れ替えや照明のLED化などの図書館の改修を済ませ、来年度は図書館にもエアコンを設置し、さらに児童が快適に読書や調べ学習ができるようにいたします。

中学校では今年度、コンピューター機器の再調達を済ませ、引き続き北海道標津町との交流学习を行い、異なる土地の自然・伝統・文化を学ぶ機会を設けて、将来を担う人材育成を図ってまいります。

また、児童館・生涯学習施設「たんぼぼ」に学習支援員、放課後児童支援員、司書等を配置し、改修しましたB&G海洋センターでは、スポーツ振興と地域コミュニティの場として、「放課後児童クラブ」「のびのびスクール」「地域未来塾」などで学力・運動力の向上を図ります。

これらの取り組みによりまして、生坂村で結婚、出産、育児、教育が安心に一貫して受けられますように、今までの結婚祝金・出産祝金・入学祝金・奨学金貸付制度により、安心して健やかに産み育てられ、次代を担う子ども達が個性豊かに育まれる環境づくりと教育の充実強化に努めてまいります。

次に「産業振興事業」としまして、現在長野県が、活性化施設「いくさかの郷」の西側に24時間使えるおトイレや、大型観光バスなども休憩できる駐車スペースを整備していただいております。そして、4月27日にグランドオープンできるように進めております。そして、道の駅「いくさかの郷」として、今後は生坂創生の中核施設として、農業振興、観光振興、雇用創出、交流人口の増加、福祉対策などにより村の活性化に結び付けてまいります。

「県営中山間総合整備事業」は、現在、上野地区の農道整備等を行っており、来年度は、下生野・原・才光寺地区の農業用排水施設整備の工事に着手し、会の圃場整備や残りの地区の調査・設計を行う予定となっております。

主要地方道大町麻績インター千曲線の山清路バイパス工事の新橋梁等の整

備に併せて、来年度松本建設事務所で、現在通行止めになっています生坂橋から山清路トンネル付近まで、橋梁補修工、法留工、排土工、舗装打替えなどの工事を行っていただくことになり、当村も山清路百体観音の秩父三十四所の遊歩道を整備し、信濃十名勝の景勝地、歴史あります「山清路」の観光振興を図ってまいります。

村内最大のイベントであります「赤とんぼフェスティバル」は、当反省会で協議をしていただき、ふるさと納税者のご理解もいただき、例年通りに戻し、10月19日・20日に開催を予定し、大花火まつりと有名なアーティストをお呼びしたいと予定しておりますので、大勢の村民の皆さんに楽しんでいただきたいと思いますところでございます。

商工振興では、国で行う消費税の増税対策の低所得者層及び子育て世代にプレミアム商品券が発行されるものとは別に、引き続き生坂マル得商品券の発行補助を行い、拡充しました個人住宅リフォーム補助、生坂村店舗整備促進事業補助金等も実施して商工業者の育成を行ってまいります。

今年度ホームタウンとなりました松本山雅FCとは、様々な活動を連携することにより、地域に根ざしたプロスポーツを身近に感じていただき、松本山雅関係者を講師とした健康づくりやスポーツ交流事業等を実施し、さらに村の情報発信やPR、村の活性化に結び付けてまいります。

以上の農業、商工業、観光の振興、6次産業化等によります「産業振興事業」で当村の経済の活性化を目指してまいります。

次に「地域活性化対策等事業」としましては、今年度村が行います各種懇談会や子育て支援、健康づくりなどの事業について、ポイントを付与し、村内で使える割引や商品券、ゴミ袋などに交換できますポイント制度を実施しましたが、来年度は、社協などのボランティア、いくさかの郷の割引券、交換場所の追加などで、さらに村民の皆さんに各種取組や施策などの周知や参画を促し、村の活性化につなげてまいります。

人口減少・少子高齢化の抑制対策の移住・定住促進支援として、活性化施設「いくさかの郷」の向かいに、若者定住促進住宅の建設を2棟計画しております。

また、中学生以下の子供さんがいる世帯への住宅新築、リフォーム補助の上限100万円までの増額と、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金を、空き家バンク制度を利用した移住者や老朽空き家の所有者に空き家の改修や解体費用などを、条件により上限100万円まで補助いたします。個人住宅の耐震診断を行い、耐震改修を実施する場合の補助の上限額も100万円まで増額し、草尾部の小型動力ポンプ積載車両の更新、役場庁舎に非常用電源装置を設置し、地域防災力の強化と防災・減災対策に取り組み、「災害に強い村づくり」を進めてまいります。

これらの事業によります安全安心な生活の確保及び人口減少対策、地域・村の活性化に努めてまいります。

以上の4つの重点事業をそれぞれに実施することで、それによります相乗効果を引き出し、生坂村の課題解決や方向付けをしてまいりたいと考えていると

ころでございます。

次に、14日に上程させていただきます3月補正予算につきましては、国の防災・減災・国土強靱化の対策によります今年度補正予算で、今まで事業を実施してきました村道1級1号線の草尾高鼻地籍、村道西398号線の宇留賀地区、日岐スグジ地籍の法面工事を完成させるための社会資本整備総合交付金事業、総額9,026万7千円の内、交付金4,980万円の内示をいただき、未契約繰越にはなりますが、3事業の完成を目指して来年度当初から取り掛かることになりました。

また、年度当初の基金取り崩し分7,727万1千円は、今月の特別交付税を見込みますと、全額基金に戻せますし、今年度の過疎債ソフト分も基金に積み立てられる状況でございます。

そして、今後専決でお願いします特別交付税の予算計上と合わせまして、来年度以降も将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図っていき、引き続き財政健全化を維持しつつ、将来に対する必要な投資は進めてまいりたいと考えております。

来年度も「村政懇談会」を5月上旬から10区に出向き開催させていただく予定でございます。村づくり研究会で協議をしてきました内容を、議員各位に今定例会中にお渡ししての、その指摘事項等に対処しまして「いくさか村づくり計画」や来年度の事業と予算、様々な課題対応等について説明させていただき、村民の皆さんのご意見、ご要望を把握したいと思っております。

村民の皆さんとの対話を重視して、村民主役の村政運営を心掛けておりますので、多くの皆さんにご出席いただき、忌憚のないご意見・ご要望をお願いいたしますとともに、地区担当職員が各区の総会や常会でご意見・ご要望を把握して、役員の皆さんにご発言いただけますように進めてまいります。

今回上程させていただきました平成31年度予算案は、引き続き限られた財源の中で、村民の皆さんのことを第一に思い、ご意見・ご要望と議会からのご提言も反映させ、当村の課題解決に向けて「選択と集中」で事業費を計上させていただいたものでございます。

そして、「犀川の朝霧のように村民の希望が翔け昇る郷 いくさか」に愛着と誇りを持っていただき、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれてきた伝統・文化を、守り育てていこうという責任感を共有して、更なる村民の皆さんとの協働による村づくりの継続によりまして、第5次総合計画の将来の姿「やまなみに抱かれ いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村」に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私も職員各位も知恵を出し切磋琢磨し、誠心誠意働く所存でございます。どうか、村民の皆さんが安全で安心して暮らしていけるために、議員各位をはじめ、村民の皆さんのご指導、ご支援を切にお願いする次第でございます。

それでは、今議会定例会に上程をさせていただきました議案は、事件案2件、予算案8件の計10件であります。

議案第3号 生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について

この議案は、生坂村山清路の郷資料館の指定管理者を指定したいので、地方

自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 号 村道路線の認定及び廃止について

この議案は、村道路線を認定及び廃止する為に、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 5 号 平成 31 年度生坂村一般会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 18 億 7,800 万円とする予算で、前年度と比較して 8,100 万円の減となっております。

主な歳入では、村税で 1 億 5,144 万 6 千円、地方交付税で 9 億 6,000 万円、国庫支出金 7,589 万 1 千円、県支出金 9,550 万 6 千円、繰入金 1 億 1,811 万円、村債 2 億 8,590 万円であります。また、歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業の社会福祉事業関係の有償援助サービス「もりびと」運営等で 1,269 万 2 千円、生活支援等サービス事業の介護予防一般高齢者支援等で 954 万 3 千円、子育て支援事業の、教育振興事業の小学校図書館エアコン設置や、中学生を対象とした北海道標津町交流事業等で 1,674 万 5 千円、産業振興事業の農業振興事業の県営中山間総合整備事業負担金等で、6,025 万 3 千円、商工業等振興事業の山清路遊歩道改修や、松本山雅ホームタウン事業等で 1,542 万 9 千円、地域活性化対策等事業の、定住促進対策の定住促進住宅建設等で 5,837 万 6 千円、防災・減災事業の村道改良事業や草尾部の消防積載車両購入、役場庁舎非常用電源整備等で 9,258 万 9 千円となっております。

議案第 6 号 平成 31 年度生坂村営バス特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 3,320 万円とする予算で、昨年度と比較して 30 万円の増となっております。

主な歳入は使用料及び手数料で 440 万円、国庫支出金 291 万 9 千円、繰入金で 2,573 万 1 千円であります。また、主な歳出では、総務費で 3,209 万 8 千円、運行費 101 万 6 千円となっております。

議案第 7 号 平成 31 年度生坂村福祉センター特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,200 万円とする予算で、昨年度と比較して 140 万円の減となっております。

主な歳入は使用料及び手数料で 1 億 2,085 万 1 千円、諸収入で 114 万 7 千円です。また、主な歳出は経営管理費で 1 億 2,199 万 1 千円となっております。

議案第 8 号 平成 31 年度生坂村簡易水道特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 5,160 万円とする予算で、昨年度と比較して 860 万円の減となっております。

主な歳入は使用料及び手数料で 3,784 万 2 千円、繰入金で 1,365 万 7 千円です。また、主な歳出は経営管理費で 3,874 万 3 千円、公債費で 1,280 万 7 千円となっております。

議案第 9 号 平成 31 年度生坂村国民健康保険特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 2 億 8,700 万円とする予算で、昨年度と比較して 600 万円の増となっております。

主な歳入は国民健康保険税で 4,140 万 4 千円、県支出金で 2 億 2,040 万 4 千円、繰入金 2,509 万 5 千円であります。また、主な歳出は保険給付費 2 億 1,894

万 8 千円、国民健康保険事業費納付金で 6,391 万円となっております。

議案第 10 号 平成 31 年度生坂村農業集落排水特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 9,010 万円とする予算で、昨年度と比較して 130 万円の増となっております。

主な歳入は使用料及び手数料で 2,415 万 9 千円、繰入金で 6,544 万 1 千円です。また、主な歳出は経営管理費で 2,331 万円、公債費で 6,631 万 4 千円となっております。

議案第 11 号 平成 31 年度生坂村介護保険特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 2 億 8,960 万円とする予算案で、昨年度と比較して 1,700 万円の増となっております。

主な歳入は介護保険料で 5,116 万 9 千円、国庫支出金で 7,970 万 7 千円、支払基金交付金 7,492 万 6 千円、県支出金 4,114 万 2 千円、繰入金 4,136 万 4 千円です。また、主な歳出は保険給付費 2 億 6,498 万円、地域支援事業で 2,136 万 6 千円となっております。

議案第 12 号 平成 31 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 3,050 万円とする予算で、昨年度と比較して 90 万円の減となっております。

主な歳入は後期高齢者医療保険料で 1,960 万 9 千円、繰入金で 1,078 万 4 千円です。また、主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金で 2,983 万 7 千円となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明並びにあいさつが終わりました。

◎ 日程 3・議案第 1 号（午前 10 時 37 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 3・議案第 3 号「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。

〔総務課長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終ります。

◎ 日程 4・議案第 2 号（午前 10 時 39 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 4・議案第 4 号村道路線の認定及び廃止について」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 日程 5 ・ 議案第 5 号（午前 10 時 42 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 5 ・ 議案第 5 号「平成 31 年度生坂村一般会計予算」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。

[総務課長 牛越宏通君 朗読説明]

○議会事務局長（山田みか君） 議長。

○議長（平田勝章君） 議会事務局長。

[議会事務局長 山田みか君 朗読説明]

○住民課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 藤澤正司君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 松沢昌志君 朗読説明]

○教育次長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

[教育長 平野公恵君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

○議長（平田勝章君） ここで、昼食のため休憩したいと思います。再開は、13時20分とします。【午後12時16分】

◎ 日程6・議案第6号（午後1時20分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程6・議案第6号「平成31年度生坂村営バス 特別会計予算」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。

[総務課長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 日程7・議案第7号（午後1時26分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程7・議案第7号「平成31年度生坂村福祉センター特別会計予算」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

○議長（平田勝章君） ここで、10分間の休憩をしたいと思います。再開

は、午後 2 時 15 分とします。

◎ 日程 8・議案第 8 号 (午後 1 時 32 分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程 8・議案第 8 号「平成 31 年度生坂村簡易水道特別会計予算」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(平田勝章君) 振興課長。

[振興課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 日程 9・議案第 9 号 (午後 1 時 39 分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程 9・議案第 9 号「平成 31 年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(山本かづ子君) 議長。

○議長(平田勝章君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 日程 10・議案第 10 号 (午後 1 時 58 分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程 10、議案第 10 号「平成 31 年度生坂村農業集落排水特別会計予算」を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(平田勝章君) 振興課長。

[振興課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 日程 11・議案第 11 号 （午後 2 時 05 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 11・議案第 11 号「平成 31 年度生坂村介護保険特別会計予算」を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 日程 12・議案第 12 号 （午後 2 時 31 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 12・議案第 12 号「平成 31 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で本日理事者より上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 日程 13・総括質疑 （午後 2 時 39 分）

○議長（平田勝章君） 日程 13、これより総括質疑に入ります。日程 3・議案第 3 号と日程 4・議案第 4 号の事件案 2 件、日程 5・議案第 5 号から日程 12・議案第 12 号までの平成 31 年度予算案 8 件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） 総括質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎ 日程 14・議案の委員会付託 （午後 2 時 39 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 14、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。ただ今議題となっております、日程 3・議案第 3 号と日程 4・議案第 4 号の事件案 2 件、日程 5・議案第 5 号から日程 12・議案

第 12 号までの平成 31 年度予算案 8 件の計 10 議案について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、10 議案を、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎ 日程 15・陳情の上程 （午後 2 時 40 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 15、陳情 31 第 1 号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨にもとづいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情」と陳情 31 第 2 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情」を上程し議題といたします。

◎ 日程 16・陳情の委員会付託 （午後 2 時 41 分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。ただいま議題となっております、日程 15 の陳情 2 件の内容はお手元に配布してあるとおりですので、朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審議願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、日程 15 の陳情 31 第 1 号と陳情 31 第 2 号を所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（平田勝章君） ここで、事務局に各議案と陳情の常任委員会付託案件表を配布させますので、しばらくお待ちください。

◎ 散 会 （午後 2 時 42 分）

○議長（平田勝章君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。次の本会議は、3 月 14 日、水曜日、午後 1 時 00 分から追加議案の上程を行います。本日は、これにて散会いたします。

平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

7 日 目

- 追加議案
- 総括質疑

- | | |
|----------|-----|
| ・ 追加議案 | 4 P |
| ・ 追加議案説明 | 6 P |
| ・ 総括質疑 | 9 P |
| ・ 散会 | 9 P |

平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録

平成 31 年 3 月 14 日
午後 1 時 00 分 再 会

【 7 日 目 】 議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
		(追加議案の上程)
		散 会

【 7 - 追 1 】

日程	議案番号	事 件 名
1	議案第 13 号	平成 30 年度生坂村一般会計補正予算【第 4 号】
2	議案第 14 号	平成 30 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 2 号】
3	議案第 15 号	平成 30 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】
4	議案第 16 号	平成 30 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 3 号】
5	議案第 17 号	平成 30 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 3 号】
6	議案第 18 号	平成 30 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 2 号】
7	議案第 19 号	平成 30 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】
8	議案第 20 号	平成 30 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】
9		総括質疑

出席議員（８名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 議 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	字 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

地方自治法第１２１条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	松 沢 昌 志 君
教 育 長	市 川 廣 美 君	健康福祉課長	山 本 か づ 子 君
総 務 課 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	藤 澤 正 司 君
会 計 管 理 者	山 本 雅 一 君	教 育 次 長	平 野 公 恵 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山 田 み か 君	書 記	中 山 茂 也 君
--------	-----------	-----	-----------

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。

◎ 再 開 【午後 1 時 00 分】

○議長（平田勝章君） ご苦勞様です。ただいまの出席議員数は 8 名全員です。

定足数に達していますので、平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会を再開いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布してあるとおりであります。

◎ 日程 1・会議録署名議員の指名 【午後 1 時 00 分】

○議長（平田勝章君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、8 番、市川議員、1 番、望月議員、を指名いたします。

○議長 お諮りいたします。

お手元に配布してある日程のほかに、村長より提出されております、

議案第 13 号	平成 30 年度生坂村一般会計補正予算【第 4 号】
議案第 14 号	平成 30 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 2 号】
議案第 15 号	平成 30 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】
議案第 16 号	平成 30 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 3 号】
議案第 17 号	平成 30 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 3 号】
議案第 18 号	平成 30 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 2 号】
議案第 19 号	平成 30 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】
議案第 20 号	平成 30 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】

の補正予算案 8 件を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号から議案第 20 号までの 8 件を日程に追加いたします。追加議事日程を、事務局より配布させますので、しばらくお待ちください。

〔事務局…追加議事日程配布〕

◎ 追加議案の提案理由の説明 【午後 1 時 03 分】

○議長（平田勝章君） ここで理事者より追加議案の提案理由の説明を求め

ます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さんお疲れ様でございます。それでは、3月定例会の会期中に毎年度お願いしております、今年度最終の補正予算案に付きまして、ご説明をさせていただきご審議をお願いするものでございます。議案説明につきましては、予算案8件でございます。

議案第13号 平成30年度生坂村一般会計補正予算【第4号】

この予算案は、既定額から歳入歳出2,304万1千円を減額し総額を、21億6,421万4千円とし、地方債の借入限度額を2,860万円増額し、繰越明許費の経費を定める補正予算であります。主な内容は、歳入で、使用料及び手数料で1,176万1千円、県支出金で1,130万8千円、繰入金で4,809万1千円の減となり、国庫支出金187万6千円、財産収入184万3千円、諸収入558万円、村債2,860万円、寄付金700万円の増額であります。歳出では、衛生費604万8千円、農林水産業費2,927万3千円、教育費1,791万8千円減となり、土木費で国の第2次補正で予算化された社会資本整備総合交付金事業関係予算で3,945万5千円の増額となっております。

議案第14号 平成30年度生坂村営バス特別会計補正予算【第2号】

この予算案は既定額に歳入歳出8万5千円を増額し、総額を3,353万6千円とする補正予算であります。主な内容は歳入で国庫支出金を27万9千円減額して、繰入金を46万4千円の増額です。歳出では、運行費の修繕料で12万9千円の増額補正となっております。

議案第15号 平成30年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第2号】

この予算案は既定額から歳入歳出232万1千円を減額し、総額を1億2,109万9千円とする補正予算であります。主な内容は歳入で、使用料及び手数料862万1千円を減額して、繰入金を650万円の増額であります。歳出では経営管理費を232万1千円の減額となっております。

議案第16号 平成30年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第3号】

この予算案は既定額から歳入歳出1,458万9千円を減額し、総額を1億1,353万円として、地方債の借入限度額を1,500万円減額し、繰越明許費の経費を定める補正予算であります。主な内容は、歳入で繰入金を74万9千円増額して、村債1,500万円の減額です。歳出では建設改良費を1,438万5千円の減額となっております。

議案第17号 平成30年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第3号】

この予算案は既定額から歳入歳出830万6千円を減額し、総額を3億158万円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で国民健康保険税を103万1千円増額して、繰入金を962万7千円の減額です。歳出では保険給付費166万5千円、基金積立金637万8千円の減額となっております。

議案第18号 平成30年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第2号】

この予算案は既定額から歳入歳出 32 万 9 千円を減額し、総額を 8,963 万 5 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で、分担金及び負担金を 40 万円減額して、使用料及び手数料を 15 万 7 千円増額です。歳出では農業集落排水事業費 41 万 6 千円の減額となっております。

議案第 19 号 平成 30 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は既定額に歳入歳出 1,989 万円を増額し、総額を 2 億 9,256 万 3 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で国庫支出金 874 万 3 千円、支払基金交付金 123 万 6 千円、県支出金 243 万 6 千円、繰入金 830 万円の増額であります。歳出では、総務費 20 万 5 千円を減額して、保険給付費 1,700 万円の増額となっております。

議案第 20 号 平成 30 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】

この予算案は既定額から歳入歳出 73 万 8 千円を減額し、総額を 3,066 万 2 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で繰入金 69 万 6 千円の減額です。歳出では、総務費 18 万円、後期高齢者医療広域連合納付金 51 万 8 千円の減額となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程 1. 議案第 13 号 【午後 1 時 10 分】

○議長（平田勝章君） 次に追加日程 1 議案第 13 号、平成 30 年度生坂村一般会計補正予算【第 4 号】を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。
[総務課長 牛越宏通君 朗読説明]

○住民課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。
[住民課長 藤澤正司君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。
[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。
[振興課長 松沢昌志君 朗読説明]

○教育次長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。
[教育次長 平野公恵君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。ここで休憩をしたいと思います。再開は午後 2 時 40 分といたします。【午後 2 時 27 分】

◎ 追加日程 2. 議案第 14 号 【午後 2 時 40 分】

○議長（平田勝章君） 再開いたします。次に、追加日程 2 議案第 14 号平成 30 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 2 号】を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。
[総務課長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 追加日程 3. 議案第 15 号 【午後 2 時 45 分】

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 3 議案第 15 号、平成 30 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。
[住民課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 追加日程 4. 議案第 16 号 【午後 2 時 51 分】

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 4 議案第 16 号、平成 30 年度生坂

村簡易水道特別会計補正予算【第3号】を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。
[振興課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 追追加日程5．議案第17号 【午後3時02分】

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程5 議案第17号、平成30年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第3号】を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。
[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 追加日程6．議案第18号 【午後3時15分】

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程6 議案第18号、平成30年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第2号】を上程し、議題といたします。
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。
[振興課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 追加日程7．議案第19号 【午後3時22分】

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程7．議案第19号、平成30年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。
[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 追加日程 8．議案第 20 号 【午後 3 時 43 分】

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 8．議案第 20 号、平成 30 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。
[住民課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 追加日程 9 総括質疑 【午後 3 時 51 分】

○議長（平田勝章君） 追加日程 9、これより総括質疑に入ります。追加日程 1・議案第 13 号から追加日程 8・議案第 20 号までの、補正予算案 8 件について総括質疑のある方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平田勝章君） 総括質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎ 散 会 【午後 3 時 52 分】

○議長（平田勝章君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。次の本会議は 3 月 18 日月曜日の午前 10 時から再開し、一般質問を行います。本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でした。この後全員協議会を開催しますので、第 3 会議室にお集まりください。

○議長（平田勝章君） 起立 礼。 大変ご苦勞様でございました。

地方自治法第 132 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議長 平田 勝章

署名議員 市川 新明

署名議員 望月 典子

29

平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

11 日目

・ 一般質問 8 人

・ 一般質問	3 P
吉澤弘迪議員	3 P
一ノ瀬貞男議員	10 P
太田譲議員	18 P
字引文威議員	25 P
瀧澤龍一議員	29 P
望月典子議員	43 P
平田勝章議員	48 P
市川寿明議員	56 P

平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録

平成 31 年 3 月 18 日
午前 10 時 00 分 開議

9 日目
…議事日程…

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問

出席議員（7 名）

1 番 望 月 典 子 君	2 番 太 田 讓 君
3 番 一ノ瀬 貞 男 君	4 番 字 引 文 威 君
5 番 瀧 澤 龍 一 君	6 番 平 田 勝 章 君
7 番 吉 澤 弘 迪 君	8 番 市 川 寿 明 君

欠席議員（0 名）

説明のため出席した者

地方自治法第 1 2 1 条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 松 沢 昌 志 君
教 育 長 市 川 廣 美 君	健康福祉課長 山本かづ子君
総 務 課 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 藤 澤 正 司 君
会 計 管 理 者 山 本 雅 一 君	教 育 次 長 平 野 公 恵 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 田 み か 君 書 記 中 山 茂 也 君

◎ 再 開 【午前 10 時 00 分】

○議長（平田勝章君） おはようございます。ただいまの出席議員は、8 名全員です。定足数に達していますので、平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会を再開いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布してあるとおりであります。

◎ 日程 1 ・会議録署名議員の指名 【午前 10 時 00 分】

○議長（平田勝章君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、2 番、太田議員、3 番、一ノ瀬議員を指名いたします。

◎ 日程 2 ・一般質問 【午前 10 時 01 分】

○議長（平田勝章君） 日程 2 一般質問 を行います。受け付け順に発言を許可いたします。最初に、7 番吉澤議員。

○6 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6 番（吉澤弘迪君） 一般質問を行います。7 番吉澤弘迪です。一般質問にあたり、まず最初に村長にお祝いを申し上げます。藤澤村長には 1 月 29 日公示の生坂村村長選に無投票で当選され 4 期目の村政を担われることになりましたことに、心からお祝いを申し上げます。村長には健康に留意され、村が少子高齢化人口減少のなか、将来を見据えて全村民が村の将来に明るい展望と期待を持ち生坂村に住んで良かったと思える村づくりに努力していただくことを切に希望します。それでは一般質問に入ります。私は今後の防災対策と題して一般質問を行います。

過日中央防災会議では、政府への今後の防災対策の答申で、人命救助は国や自治体に依存するだけではなく、まずは「人命は自からまもってほしい」という答申がありました。これからの防災は自助・協助・公助でも自助・協助に重点がおかれることとなりました。これは西日本豪雨災害で短時間で雨量が増加し「避難準備」から短時間で「避難指示」となり住民は短時間で非難し、自ら命を守ることが必要がある事が明らかになったからです。生坂村は『災害に強い村』を目指して、各々の区に自主防災組織を結成し、日頃防災訓練を行なって災害に備えています。今回の中央防災会議の答申で「自分の命は自分で守る」ということとなり、住民が安全に短時間に避難するには一体どうするのか、その具体的な対策が求められることとなりました。

新しい防災への対応をいかにするのか、更に検討、協議が必要と思いますので、村長、総務課長にお伺いしたいと思います。

まず最初に、今後の自主防災組織の対応について村長にお尋ねします。

当村は住民の住居が山間に点在しており、坂の多い狭隘な道路が多く、高齢

者がそんな危険な道路を長時間かけ避難することには問題があります。自主防災組織では今まで避難方法については住民の意思に任せておりましたが、安全で短時間に避難する道路、方法等組織内でさらに検討し訓練に活かす必要があるとおもいます。今回の答申で『自分の命は自分で守る』という指針に沿うためには自主防災組織での従来の対策や訓練を改善しなくてはならない点が多々発生していると考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長

○村長（藤澤泰彦君） それでは、7番吉澤議員の質問にお答えをいたします。まず最初に私の4期目の当選祝いのお言葉をいただきまして御礼申し上げます。また一生懸命務めてまいりたいと思いますので、吉澤議員にはご指導ご鞭撻よろしくお願いをいたします。

それでは、今後の自主防災組織の対応についてということでございますが、当村の防災対策は各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いして、平成23年度までに10区で自主防災会を設立し、さらに地域防災力の向上のために10区全てに自主防災倉庫並びに資機材を整備いたしました。

そして自主防災組織で各区の区民の皆さんの生の声を活かした基準等の住民主導型避難体制を構築する為に、平成25年度には県のモデル事業で5地区を、翌年度は県の元気づくり支援金を活用して、残り5地区の自主避難計画の整備に取り組みしました。それは、生坂村の防災を考える住民懇談会を群馬大学研究員のアドバイスのもとに、区長さんをはじめ区民の皆さん、議員各位、役場の職員等で5～6回会議を重ねまして、各防災組織の地形の特徴や過去の災害状況等を考慮をいたしました。独自の自主避難計画を作成をしていただき、全戸配布を行い、その計画に基づき土砂災害を想定した避難訓練を実施をしております。

また、平成27年度には、地域防災計画や各地区で定めた自主防災計画を基に家庭用防災マニュアルを作成をし、全戸に配布するとともに地区懇談会を開催し説明を行っております。

総合防災訓練としては、平成28年度に、震度6弱以上の大規模地震が発生し、住宅の倒壊や死者及び負傷者を想定して3市5村の合同医療訓練も併せて実施をし、平成29年度は、28年度と同じく震度6弱以上の大規模地震が発生し、住宅の倒壊や死者及び負傷者を想定して3市5村合同医療訓練も併せて実施をいたしました。この訓練では、28年度に実施した反省点として多く挙げられた区の自主防災組織と消防団の係に力を入れた訓練内容で実施をいたしました。

そして今年度は、10年に一度の大雨を想定し、気象予報等に併せた、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示を村内全域に発令して、各区で避難訓練を実施いたしました。また、負傷者が出たことを想定した医療救護訓

練や、火災を想定した消防団の低地から高地への中継送水訓練、災害用備品の浄水器の取扱いの訓練も実施いたしました。

このように防災対策を実施していますが、中央防災会議、防災対策実行会議が昨年12月に報告しました、「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について」や、総合防災訓練の各年次の反省内容により、吉澤議員ご指摘のように、大規模地震の予想や気象状況等の変化により、大規模な地震の発生時や集中豪雨の発生時に、住民が短時間で避難でき、命を守れるような具体的な対策を確立することが必要と考えまして、来年度は、元気づくり支援金を活用して『「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業』として申請をし、今まで行ってきた自主防災組織の活動や総合防災訓練の内容を基にして、各地区の皆さんが短時間で避難でき、命を守れるような具体的な対策を確立する為に対応してまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 村長に再質問いたします。当村の防災対策は村長が述べられたように災害に強い村を目ざして、他側には無いようなきめ細やかな自主防災組織の結成と防災機材の整備、何回にも及ぶ防災訓練を重ねて、災害に備えていることは住民にとって大きな安心を与えるものであります。

しかし、防災対策は全国各地の災害の実情を参考にして、常に進化させ改正を繰り返さなければならないもので、その時の気象状況、地形など自然環境によって災害の発生状況が異なるので、今後とも当村独自の防災対策に確実に力を注ぐべきだと考えます。

さて、西日本豪雨災害では、当村でも発生が予想される河川の氾濫、土砂災害などの直接の原因で非難することができず、多数の死傷者が発生いたしました。行政側は最大限の警戒を呼び掛けましたが、行政の避難情報の提供のあり方や住民の主体的な避難行動に課題があったと言われております。今回の中央防災会議の答申で、人命を守ることに従来より国や自治体に依存する住民姿勢をまずは、「自分の命は自分で守ってほしい」との主旨の答申が出ましたが、これは自治体の本来の役目の住民の生命・財産を守るという義務を放棄しろと言っているわけではありません。自主防災組織の対応とは別に災害時の住民の命を守るための行政の大きな義務である避難準備避難勧告避難指示などの発令と、住民への避難情報の提供について過去も訓練を実施していますが、短時間で災害事業が変化する中で、今回の答申等を参考にして村として改善しなければならない事項が多々あると考えますが、村長のお考えをお聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長

○村長（藤澤泰彦君） 7番吉澤議員の質問にお答えをいたします。たしかに昨年の災害は漢字一文字「災」という漢字が世相を表したとおり、大変な都市でございました。そういう点で、当村も平成30年7月豪雨のような災害が発生する可能性もあるわけでございまして、議員ご指摘のとおり今までの防災訓練だけで大丈夫かということでございます。そういう点で、来年度元気づくり支援金に申請をしまして、「自らの命は自らが守る」という災害リスクマネージメント事業を実施したいと考えております。この事業でございますが、近年の大規模地震の予想や気象状況等の変化によりまして、大規模の地震の発生時や豪雨の発生時に住民が自らの命は自らが守るという意識をもって、自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを支援するという住民主体の防災意識の高い村を構築することを目的といたしまして、平成31年度採択希望で元気づくり支援金事業に申請をしているところでございます。事業内容は平成30年度に見直しが行われました、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の急傾斜地の崩壊、土石流地滑り警戒区域を表示しましたハザードマップに各地区の地形、危険箇所、避難施設の状況や災害記録を参考に大規模地震発生時や、集中豪雨時の避難経路及び避難場所を表示しました避難計画や自主防災組織、消防団の各災害時の対応マニュアルを合わせた「総合防災マニュアル」を作成するように計画をしているところでございます。また、この総合防災マニュアル作成にあたりましては、効率よく実情に合ったマニュアルを作成をするために、自主防災組織の役員の皆さん、区の役員の皆さん、村会議員各位、消防団、役場職員等を対象にしました防災懇談会や総合防災訓練、防災講演会、地区懇談会を行い進めていくように計画をしているところでございます。以上答弁といたします。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） いま、村長が行政としてのやるべき今後の対応として、元気づくり支援金の受けた事業をやるという説明がございましたので、今後それについてそれぞれのところに徹底をしていただいて、協議をお願いしたいと思います。

それでは2番目に総務課長に質問をいたします。今後の消防団活動について総務課長に質問をいたします。

過日新聞で辰野町の消防団が団員の負担軽減のために、ポンプ操法、ラッパ吹奏の大会への出場を取りやめるという記事がありました。その際に消防団長は、災害時に避難困難な高齢者の「災害弱者」への支援体制を整えて、消火から防災への活動の転換に力を入れたいと述べております。私は大会への出場の賛否について論じるつもりはありませんが、まずは、消防団員の負担を軽減して、今、消防団に求められていることは、団長の述べているように災害時に人

命救助や避難の際の住民の介助、支援が、時代や地域にあった消防活動であると思います。

今回の答申で消防団の役目は、「住民や高齢者の避難の介助」や「避難指示の住民への早期の告知」などその役目は一層大きくなりました。特に村の地形を知りつくし短時間で活動できるそれぞれの地区の分団がその役目に当ることが必要であると思います。

しかし、分団には避難介助をするために住民を搬送する自動車の保有や、倒壊した家屋の下から人命を救助する機材はありません。現在の村の消防団は災害に対する訓練や人命を救うための機材の整備は十分であるとは言えません。今回の答申から今後の防災への消防団活動についてどのように考えておられるのか総務課長にお伺いしたいと思います。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、総務課長。

○総務課長（牛越宏通君） それでは、7番吉澤議員の今後の消防活動についてお答えをいたします。消防の任務は消防組織法で定められており、消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。とされております。

吉澤議員ご指摘のように消防団の活動内容は、近年において、大規模な地震や集中豪雨による災害が多発する状況下、火災の消火活動に加え災害時の対応も重要となってきました。

このような消防団が行なう災害時の対応については、先程、村長が答弁いたしました元気づくり支援金に『「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業』を申請しており、この事業実施時に、消防団も参画し大規模地震や集中豪雨時の災害対応についてマニュアル化する様進めてまいります。

また、住民を搬送する自動車については、消防関係車両が、本部1台、第1分団3台、第2分団2台、第3分団3台で9台配備されており、この消防関係車両に簡易担架を配備して対応できるか否かを、関係機関や消防団と調整する様に考えます。

倒壊した家屋から救出するための資機材は、現在エンジンカッター、チェーンソーを各分団に1台ずつ配備しており、各機材の活用した訓練を実施しております。他にも、機材の取扱いできる方がおり希望のありました自主防災組織においても、油圧ジャッキやチェーンソーについて区長会議で取りまとめて3区ほど配備してあります。

しかし、大規模な地震発生時において、現在の資機材の量で対応できるかを消防団及び自主防災組織と調整し、さらに必要であれば、大阪北部を震源とする地震や、平成30年7月の豪雨災害及び北海道の大規模地震を踏まえた、新

たに創設された、消防団救助能力向上資機材緊急整事業の内容を調べて予算化をしていくように考えます。

それと共に、この資機材については取扱いが危険なため操作の講習会を併せて計画する様に考えております。以上答弁とさせていただきます。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 今、総務課長と村長の方から元気づくり支援金『「自らの命は自分で守る」災害リスクマネジメント事業』を行うという説明がございました。村長の方から詳しい概要を説明をいただきしたが、何か総務課長のなかで補足することがあったらお教え願いたいと思います。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、総務課長。

○総務課長（牛越宏通君） 補足といいますか、私の今まで防災訓練などを行ってきた考えを少し述べさせていただきたいと思います。吉澤議員おっしゃられたように生坂村の地形は急峻で山に犀川が急峻なところにまた、河岸段丘また、傾斜地に人家が点在しているようなところが多く感じます。その結果、災害時においても短時間に大きな災害が起こる可能性があります。1時間に100ミリ200ミリという雨が降った場合どのように対応していかなければいけないか考えると、怖くなることもあります。然しそれをしっかりと私共が計画をし、災害訓練を行い、それを住民の方々に伝えていくことが大事と考えます。その為に、今回元気づくり支援金で事業を申請しております。また、この事業を行う中で議員の皆様とともに実証し災害に強い生坂村にしていきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上であります。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 今、元気づくり支援金の「自分の命は自分で守る」災害リスクマネジメント事業について村長総務課長から説明をいただきました。これから事業が明らかに明示されると思いますのでその概要を待ってまた議論をいたしたいと思います。次に、続いて総務課長に再質問いたします。消防団は災害現場の人命救助をする訓練を重点的に実施してきましたが、新たに住民の介助支援が必要となり短時間で災害現場に到達でき、地形を知り尽くしている地区の分団が災害救助には自由様な役目を負うことと考えます。特に、

自然環境の厳しい当村は住民の避難を短時間に完了するためには、情報を交換したり避難住民に同行し、安全確認をする作業、住民の介助や誘導や高齢者などの災害弱者などの搬送など重要な作業となります。また、避難を短時間に完了するためには、住民の避難指示の徹底の告知も重要な役目と名と思います。当村の地形は道路は坂が多く狭隘であるので、すでに配置してあるリヤカーでは利用度が低く、搬送用としては役に立たない面があるのではないかと思います。消防車の他に4輪駆動の軽自動車を各分団に配置することを提案いたします。どのようにしたら住民の避難行動が安全に短時間に完了するのか、必要な消防団活動の作業内容必要機材については更に検討が必要であると考えます。また、訓練も災害時の人命救助の他に住民を短時間に安全に避難させる、避難解除搬送など特に特化した訓練が必要であると考えます。今後の消防団活動は、団員の負担軽減をはかりながら、防災活動を中心に消防団活動に各々の団員が強いやりがいを感じる活動に転化することが必要ではないかと考えます。防火活動の他に今私が申し上げた災害時の消防団活動と今後の消防団の訓練活動について総務課長はいかがお考えであるか、すでに申されておる返答の他にございましたらご答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、総務課長。

○総務課長（牛越宏通君） ただいまの質問についてお答えをいたします。じゃ款重なる点があるかもしれませんが失礼を差していた多せきます。まず始めに、軽自動車の各分団への配備であります。先ほど申したように消防関係者領を各分団に配備をしてございます。それに加えて軽自動車を配備するということになりますと、費用の面、維持管理費が掛かりますので、費用対効果を考えさせて頂ければと私なりに考えます。まず、お年寄りとか避難の出来ない方を搬送するにはリヤカーの他に簡易担架が使えるのではないかと思います。布製で出来ているもので、消防団員が4名ほどで四隅を持ちながら人を搬送していくという方法もあります。その簡易の担架につきましては、安く安価に変えられますし、かなり重い方が乗っても大丈夫です。それをためしにやってみたのですが、かなり取り扱いやすいものがありました。それと同時に消防団の方々が災害になった時どのようなことを行っていくか、それが一番大事ではないかと思います。そして防災訓練を3年間担当課長として実施させていただいたんですが、消防団と自主防災組織の連携それは本当に大事なと思います。何か起こった時にどう動くのか、どう行動するのか、どう連携するのか、それを今回の元気づくり支援金で申請をしております『「自らの命は自分で守る」災害リスクマネジメント事業』というもので、事業を実施しながら考えていきたいし、考えた結果を構築していきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 私は、軽自動車の配置を提案いたしました、消防車が現場に行く場合にもほかにもやる作業がございますし、先ほど申し上げましたように生坂村の道路というのは狭くて、坂が多い。狭いところへ入って行けば避難する人たちの邪魔になってしまうのではないかと。特に非難のことを考えますと、短時間で非難を完了するためには、すべての手を尽くして機材をそこへ集中をして避難をしてもらわないと、おそらく何時間もかけて避難が行われるようでは、それぞれの避難する住民に死傷者が出る可能性がございますので、出来れば分団にその役目を負わして、集中してそれぞれの機材を集中できて軽自動車もあればそこへ応用する、または住民のものも借りられる物があれば借りるとか、そういうことを考えないとただ費用効果だけでものを解決することはできないのではないかとこのように考えます。いずれにせよ、新しい「自分の命は自分で守ってほしい」という指針が出ておりますので、これからの避難訓練避難組織の検討は重要と考えますので、ぜひこれからもそれ続けて災害に強い村の確立をしていただくようお願いを申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（平田勝章君） 次に、2番一ノ瀬議員。【午前10時35分】

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 3番の一ノ瀬貞男です。通告に基づきまして一般質問をいたします。

水道耐震化老朽化対策の基本計画と有収率の向上の提言についてご質問します。質問の相手は村長、振興課長にお尋ねいたします。

2月5日に開かれた上下水道事業検討プロジェクト会議と上下水道運営委員会の合同会議により新水源地の確保より水道管の耐震化や老朽化を優先する方針が決定と新聞報道がされておりました。

村の水道管総延長は54.6kmで、地方事務所の資料によると、配水池25箇所、ポンプ施設13箇所、有効容量2,790m³で、送水管の85.6%が塩化ビニール管であり老朽化により水道水の35～40%が漏水し、昨年の有収率は61.2%で、年間の損失額は750万円との新聞報道がされておりました。

今後の耐震化、老朽化対策を優先する場合のスケジュール案が、上下水道事業検討プロジェクト会議資料に添付されておりましたが、今年度は基本方針と基本計画を取りまとめて来年2020年度は耐震化の調査に入り2021年度より水道施設の設計、工事が開始する工程になっております。また、「生坂まち・ひ

と・しごと創生総合戦略」の施策評価シートの中で、上下水道施設の適正整備と維持管理の有収率の評価はCで、目標K P I 値は72.6%ですので、11.4%以上向上させる必要があります。また、集中管理システムの整備は評価Eで通信技術の向上により、今後ランニングコストや費用対効果を考慮して村に合った新システムを研究すると記載されておりますので、今後集中管理システムを研究、検討していく必要があります。

水道耐震化・老朽化対策事業が実施される前の、基本計画制定時に、経營業績を左右する有収率向上対策の内容を明確に設定する必要があると考えます。現在、配水池の配水量測定は定期的に人が計測して、データ入力する人頼みの水量管理をしております。上生坂にある管理棟も配水流量と流水水量、水位の測定はしておりますが、現場に行かないと見ることはできず、データも取り出すことができない状況で、配水池ごとのブロック情報を把握することはできておりません。よって水道配水管図における漏水箇所や詳細な漏水量が特定できない状況にあります。水道耐震化・老朽化対策の中で、集中遠隔管理システムを構築し有収率の向上を図っていく必要があると考えますが、基本計画の中に集中管理システムを取り入れていく考えを持っているのか、また今までに実施してきた漏水対策と、各市町村が行っている有収率向上対策を調査しました。これらについての見解をまずお聞きしたいと思います。

主な対策①は「配水池の水量と給水量とのリアルタイム管理」について、集中遠隔監視システムの構築によりデータロガーによりスマートフォンやタブレット端末で施設の異常、故障、断水、漏水情報が即時に入り、早期発見、初期対応が可能となり、管理する職員の負担軽減と有収率向上につながっていることが報告されております。

対策②「配水水圧の適正管理」と「配水池のブロック系統管理」について、テレメータシステム遠隔測定法を導入し、水圧安定感慮行い漏水が減少し有収率が向上した。これは、配水池と給水箇所との高低差が大きい場所に減圧弁等を入れ、圧力差を下げることで有収率は10パーセント以上向上したという報告が出ています。

次に、各配水池のブロック系統管理ですが、「圧力、水量、水位、ポンプ運転情報等」は、配水池ごとにブロック情報を把握しスマートフォンやタブレット端末で知らせ、系統図館内における漏水箇所の発見で早期対応が出来、経営コスト・ランニングコストの低減が見込めることが報告されております。また、水道メーターの自動検針「スマート水道メーター」も進化しておりI O T技術モノインターネットにより業務の効率化、老衰の早期発見、高齢者の見守りサービスに活用できるとし、松本市や大町市、安曇野市では自動検針の実証実験が行われていることが新聞報道されておりました。家庭の電気量は、L A I Nでも確認が出来ており、検診が不要になってきておりますが、水道メーターについても「スマート水道メーター」による自動検針が今後各自治体でも進められると思われますので、当村においても今後の研究課題であると考えます。

対策③「老朽対策」、ポリエチレン管P E管の耐震効果の報告は震度6が発

生した白馬村、神城断層地震の水道管調査報告書が新聞報道されておりました。水道管に80cmの垂直・圧縮方向の荷重が加わったが、断水や水圧の低下がなかったと報道されております。耐震管は耐震性に大きな効果がある事が判明しておりますので塩ビ管の老朽管対策にはPE耐震への交換は必要であり、更新率が上がるほど有収率が高くなることが報告されております。ただし工事費用が1メートル当たり6万円から7万円と多額の費用が必要となります。以上今までの点につきまして振興課長の見解をお願いいたします。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（松沢昌志君） それでは3番一ノ瀬議員の質問にお答えさせていただきます。平成30年度の有収率は61.2%で、議員ご指摘のとおりKPI目標値は達成しておりませんで、評価はCとなっております。この目標値については平成11年の有収率を基に設定しておりますが、平成13年度以降60～80%代で推移しているのが現状であります。

現在行っている施設管理は、水道施設の監視・点検を村内の業者へ委託しまして、毎日点検しております。この点検結果により主要な配水池での配水流量こちらはメーターが付いておりますけれども、流量を確認するとともに、流量計を設置していない配水池につきましては、ポンプの運転時間等によりまして間接的に配水量を確認しております。この点検で異常を確認しましたら水道担当者が施設周辺、これは水道管の埋設地点も含めまして、湧水箇所などの確認を行います。これで異常が確認できない場合には、振興課職員が夜間に止水栓を操作いたしまして、流量の変化を観測しながら調査を実施しまして、ある程度の範囲を絞り込む作業をおこなっております。ある程度範囲を絞り込みましたら、そこから先の具体的な場所の特定につきましては、民間の調査会社へ委託をかけております。

漏水対策については、老朽化・耐震化等の施設の改修等を行います長期的な対策と、故障箇所を早期に発見し対策を実施する急務的な対策が必要と考えておりますが、今実施している対策は急務的な対策のみでございます。

議員からご提案のありました対策につきましては、施設改良等の長期的な対策でございますので、これから基本計画を策定してまいりますので、是非検討していきたいと思っております。主な対策として、ご提案のありました

まず、対策①集中遠隔監視システムにつきましては、今後活用していきたい技術だと思っております。私が水道担当であった頃は、このシステムは非常に高額でありまして設置を見送った覚えがありますが、現在は技術的にも熟成しておりますので、価格も安くなってきていると聞いておりますので、生坂村にあった設備を検討していければと考えております。

対策②水圧安定処理、減圧弁等で10%以上向上としたということでございますが、村におきましては減圧槽等を用いまして、水圧調整を行なっている箇所

はございます。村内には高低差の激しい箇所も多いので、これにつきましては今後研究してまいりたいと思います。

また、配水池の系統ブロック管理につきましては、流量計等を多く設置する必要がありますので、建設費等の課題はあるかと思いますが、集中管理システムと併せまして検討していきたいというふうに考えております。

水道メーターの自動検針につきましては、業務の効率化という点では検討していきたいところでございますが、水道メーターまでが水道事業者の管理するところでございますので、漏水対策の効果としては薄いと考えております。住宅内の漏水の早期発見、高齢者の見守りサービス等に活用できるということで現在松本市で実証実験をしておりますので、この結果を確認しながら検討してまいりたいと思います。将来的には導入が一般的なものになるかもしれませんが、水道メーターに関しましては計量法で8年ごとの交換が義務付けられておりますので、設備といたしましては後付でも導入しやすい部分ではないかというふうに考えております。

次に、対策③老朽管対策でありますけれども、生坂村におきましても、宇留賀会常会から鷺の平までの区間におきましては旧八坂村で施工しました時にこの管を使用しております。また、近年布設替えを行いました大日向北平や道の駅への水道管布設におきましても配水用ポリエチレン管をしようして布設をしております。これから施設の耐震化を含めまして、基本給水計画を策定してまいりますので、管種につきましても検討していきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 振興課長の答弁によりますと、現行の漏水対策は目視による湧水箇所の発見や流量の変化測定では慢性的な漏水対先に繋がってはなく、平成13年度から平成30年度の7年間の有収率が60～68%と対策に効果が無く、むしろ低下傾向にあると思います。また、大量漏水時の緊急対応に追われ慢性的な漏水調査や対応まで手が回らないのが現状のようであります。現在のように限られた水道担当職員では物理的に無理があり、このままの状態では有収率の向上を望むことは難しいと思います。民間企業では、このような時に技術的にも難しく、専門性が求められる問題についてはプロジェクトチームを作り、総力をあげて取り組み対策の方向性を出しています。さらに、専門性が求められる場合は外部からコンサルタントを招き専門業種に業務依頼しております。管理指標については国も民間企業で必要視している重要業績評価指数KPIやPDCAサークル施策自己評価シート等企業で使用していた管理指標を行政も取り入れておりますので最終結果がA評価となるように運営して欲しいと思います。

次に対策提言の①～③についてですが、振興課長と論点はかみ合っており、

今後プロジェクト会議等で研究検討していくとの回答ですので、答弁通りなるように期待しておりますが、このテーマにつきましては私の任期中に再度実施状況や評価結果について一般質問したいと考えております。

次に、水道メーターの自動検針については配水管の漏水対策としての提言でなく、住宅街の漏水の早期発見と高齢者宅の見守りサービス、大好き隊が行っている検診作業が無くなり、効率が図れることを視野に書いたものですので論点に相違がありますので、私の提言についての見解と論点の総意について再度振興課長の答弁をお願いします。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（松沢昌志君） それでは議員のご指摘のありましたスマートメーターについてご返答させていただきたいと思っております。現在松本市で行っております、スマート水道メーターの実証実験でありますけれども、2月から3月末までの2か月間で、松本市の入山辺3町会と奈川地区こちらにつきましては各10戸それと市役所の本庁舎と東庁舎、奈川支所の計23か所で行われているということでございます。こちらにつきましてはデータを1時間ごとに計測いたしまして、スマートセンターへデータが転送されるということで、スマートセンターではデータを集計いたしまして、前日のものを集計して翌日に配信をするということで、現在は東洋計器これは水道メーターの配信会社でございますけれども、こちらの方で集計を管理して1週間分をこちらでまとめてから水道局へ報告をしているという状況だそうです。

通信費がこの場合掛かりまして、1件当たり月100円程度これ場データ量が少ないのでこの程度で済むということでございますけれどもこれだけかかるということでございます。目的といたしましては、業務の効率化ということでこれは難検針地域の解消ということで降雪等によりまして、検診が出来ないところの解消、後は宅内の漏水の早期発見高齢者の見守りサービス等に期待できるということで実証実験をしている段階だそうです。今後におきましてはこの結果を見てということでもあります。

福祉の面からいいますと効果はあるかなというふうには考えておりますが、データが1時間に1回程度送りますので、水道メーターからしますと漏水があった場合には、私用している状況にも見えかねないということになるかと思っております。ですので、民間の電気製品等に通知サービスが組み込まれているものもございまして、そういうものと複数合わせたうえで使用する分には効果があるのかもしれませんが、今現在製品としてリリースされておられませんので、単価等は出ておられません、既存のメーターこちらは電子式のメーターを使用してベースにしているということです、この電子式のメーター本体価格プラス通信機分の価格になるのではないかとということが松本市の担当者の見解でございました。

この電子式、生坂村では乾式直読式ということでアナログメーターを使っておりますけれども、こちらに比べますと価格面でも3倍と定価でも違いますし、生坂村尚且リビルト品、再生品を利用しておりますので、出来る限り価格を安く抑えている点もございます。この点も踏まえましてまた検討してまいりたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 振興課長の答弁おおよわかりました。いずれにしても慎重な議論や事前の調査を十分していただいて、前向きに検討を重ねていただきたいとこのように思います。

次に基本計画について村長に質問したいと思います。水道管老朽化に伴う耐震化事業は、多額の費用がかかりますので、計画の段階において、補助金額や財政面の課題と、集中遠隔監視管理システムの研究を行い、業務の効率化、有収率向上、地震対策にとって、最初の基本計画が重要と考えますが、どの様に計画を進めていくのか村長のお考えをお伺いします。

また次に、県の報告資料によると、平成30年度に「天龍村の簡易水道施設整備にかかる県企業局による事務の代替え執行」が行われ、過疎地域自治体の水道設備促進と支援になったと報告されておりますが、人口が1,360人で水道管耐震化率6.8%、有収率が68.6%と生坂村と共通点が多くあります。

内容は、専門知識を有する水道技術職員の不足解消として代行執行業務事務、設計積算・補助金・工事監督・関係機関との調整等の支援を行い、「平成30年度水道イノベーションの特別賞」を受賞したことが報告されておりましたが、事業費用積算、費用対効果の検証、水道料金資産等の事前準備には専門的な技術職員が必要考えますが、「県企業局による事務の代替執行技術者支援」について、村長の考えをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは3番一ノ瀬議員の質問にお答えをいたします。まず基本計画をどのように進めていくかということではありますが、2月5日に行いました生坂村上下水道事業検討プロジェクト会議及び上下水道運営委員会の合同会議で、地区水道の統合と施設の老朽化対策及び耐震化対策を優先して計画することをお認めいただきましたので、まずは新たな給水計画の策定に向け給水人口予測や施設の調査等を行いたいと考えます。この計画を基に再利用する施設については耐震性の調査を行い、具体的な設計に入っていきたいと考えております。2月5日の会議ではおおよその日程ということでお示し

をさせていただきましたが、2021 年度には設計に入りたいと考えております。

続いて、県企業局による事務の代替執行技術者支援についてということでございますが、天龍村の簡易水道施設整備に係る企業局によります事務の代替え執行につきましては、県が天龍村の求めに応じまして、協議により規約を定め県が村の事務の一部を村の名前で管理・執行したもので、企業局の持つ技術力を活かし、地方自治法の規定に基づく代替執行制度を活用しまして、過疎自治体の水道施設整備支援に簡易水道として全国で初めて取り組んだ事例でございます。

効果としては、議員ご指摘の通り、専門的知識を有する技術職員の不足による課題の解決や経費の縮減とされております。代替執行事務の範囲は「設計積算に関する事務」「補助金に関する事務」「工事監督に関する事務」「関係機関の調整に関する事務」でございました。代替執行事務に関する経費は村が負担しております。

そして、水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要がございます。このため、水道事業者は市町村の区域を越えて連携し、また広域化の推進が求められております。具体的な方策としましては、経営統合のほか、浄水場等一部の施設の共有設置や事務の広域的等が考えられます。経営統合によります広域化は経営基盤の強化を図る効果が最も期待できる一方、経営統合の実現が困難な地域においても、その他の広域化により、施設の更新費用の削減や事務処理の効率化のみならず、技術水準の確保等の効果が期待できるとされております。

また、都道府県が定めます水道基盤強化計画においても、水道事業者間の連携等に関する事項を定めるとされており、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的内容等について「水道広域化推進プラン」を策定するとしており、平成 34 年度末までに策定し公表するとしております。

水道広域化推進プランの策定に当たっては長野県水道ビジョン、水道事業者が目指すべき方向等を定めた基本的なビジョンでございますが、この広域化に関する記載内容を活用して策定を進めており、長野県水道ビジョンで、広域連携を検討するための検討の場を 10 圏域で設置をして検討をしているところでございます。

松本圏域でも平成 29 年度に会議を開催し、連携を見据えた情報交換、連携策の可能性などを検討をするとともに、薬品の共同購入や水質検査の共同実施等についても検討をしております。また、平成 30 年度は松本市の協力によりまして実務研修会を開催をいたしました。来年度は検討会を開催し、今後どのような事ができるのか検討をするという予定でございます。

平成 29 年度に行いました松本地域の広域連携の検討でも、技術職員の不足を課題としている自治体は多い状況でございます。その一方松本市等の大規模な自治体においても、技術職員の育成には苦慮しており、現状では技術職員が不足している自治体へ、職員派遣という形で応援することは難しいというのが現状でした。

よって、当村にとりまして、技術職員がいない状況でありますので、今後の計画策定は業者で行えますが、補助金申請事務や関係機関との調整等の事務は、煩雑な事務でございますので、事務の代替執行を検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 村長に再質問いたします。村長の答弁にあります、水道広域化推進プランが制定されれば財政力の少ない生坂村、技術力の少ない村には大きなメリットがあると思いますが、広域連携の制定が2022年度3年後ということですので、施設の老朽化と耐震化プランの設計は2021年2年後ということになっていると思います。よって、水道広域化推進プランの進捗状況や基本的なビジョンの内容によっては水道耐震化工事の設計日程も変わる可能性があるのかどうか。また、優先順位はどちらとお考えでしょうか再度お聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番一ノ瀬議員の質問にお答えをいたします。水道広域化推進プランを策定するのは、県が策定するものでございまして、当村としては、42月5日の会議で申し上げましたとおり基本計画の設計に入っておりたいと考えているところでございますが、また上下水道検討プロジェクト会議奈並びに上下水道運営委員会合同会議開催をさせていただき、議員各位、委員各位と検討協議を進め、今後の基本計画も立てていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 今村長の答弁でおおよそわかりました。ただし水道技術者が各自治体で不足しているということは報道されておりますので、村長の幅広いネットワークの中で情報収集と代替執行技術支援ができるよう期待して私の一般質問を終了いたします。

○議長（平田勝章君） ここで休憩をとりたいと思います。再開を午前11時20分とします。

○議長（平田勝章君） 再開いたします。一般質問を続けます。1 番太田議員。【午前 11 時 20 分】

○1 番（太田 議君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○1 番（太田 議君） 2 番議員太田議です。通告にしたがい質問いたします。

中学校の部活動について一昨年的一般質問させてもらいましたが、引き続きしたいと思います。答弁の相手として教育長として質問対します。

私は以前、中学校の部活動について質問をしてきたのですが、今回改めてお聞きしたいことがございます。はじめに、昨年の話になりますが、生徒たちから相談を受け「学校でサッカーをやりたい。どうしたらよいか。」というそれは内容でした。部活の新設若しくはクラブ活動として認めてもらえるように自分たちの思いを先生に伝えてみればどうかと提言し、その後、「週 1 回朝の体育館使用という形であればいいという許可してもらえた」と、うれしそうに報告に来たときの笑顔は今でも目に焼き付いています。このように現在の部活以外にやりたい活動がある生徒が多数いることをお伝えしておきます。

そこで確認となりますが、以前に中学校学習指導要領の総則にある「生徒の自主的自発的な参加により参加される部活動においては、スポーツや文化および科学等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感を育み学校教育の一環として教育課程との連携が図れるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ地域の人々の協力社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体等の連携など運営上の工夫を行うようにすること。」この総則に習い現在の部活動のあり方について、教育長にお聞きしました。その際に学校規模・指導者・天候等加味してバドミントンと吹奏楽の 2 つにした。理由として、「生徒数・教員数・施設や地域性」と、「主体性・自主性とはやりたいことを我慢しても今ある部活をやることも大事だ」と答弁されました。

そしてもう一つ、当時の答弁の中で昨年度とおっしゃったので現在から見て一昨年の総合教育会議で「なるべく生徒や保護者の要望に寄り添う形の支援を検討しているが、良い案が見いだせない状況」「どのような支援ができるか引き続き検討していく」と答弁いただいています。

そこで質問ですが、その後の総合教育会議で上記の点について当然議論していただけていると思いますが、良い案は見つかったのでしょうか。また、この部活動について中学校との協議はしているのでしょうか。以上を質問いたします。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長

○教育長（市川廣美君） それでは2番太田議員のご質問であります、中学校の部活動についてお答えをいたします。中学校の部活動につきましては、太田議員より一昨年の6月定例会での一般質問でお答えをいたしました。今回の質問ではその後の状況についての質問かと思えます。

まず、中学校との協議については、教育委員会と学校長との懇談会を定期的に開催をしまして、学校の状況につきまして報告をしていただき、その上で様々な課題について協議をしてきています。その中で部活動についても協議はされてはおりますが、今のところ中々良い案は見いだせていない状況であります。

現在、中学校の部活動については、どこの学校においても生徒数の減少や部活動離れの状況等もあって、合同チームや廃部をする学校が増えてきているそうであります。ご承知のとおり生坂中学校でも生徒数の減少に伴い、数年前から部活動の在り方や設置について検討がされ、現在あるバドミントン部と吹奏楽部の二つとなりました。

学校側からは、現在の学校の規模から生徒の希望に応じて部活動を開設することは不可能とのことで、ましてやサッカーや野球、バレーボールなどの集団スポーツは無理であり、今後は生徒数の減少がこれ以上進めば吹奏楽部もなくなることもあり得ると危惧されております。

その後の総合教育会議においては、県中体連の指針も出ていない中でありましたし、学校の状況もあって協議されてきていませんでした。そしてこの二月になりまして、県中体連で人数の減少による大会参加のあり方や合同チームのあり方についての指針が示されました。それを受けて校長会や市町村教育委員会連絡会など協議団体等で調査・研究をして検討を現在行っています。その結果により各市町村では教育委員会を中心に、今後の方針について検討していくことになりました。学校や保護者、また保小中一貫教育研究検討協議会などで幅広くご意見をお伺いして、教育委員会や総合教育会議で検討してまいりたいと思えます。以上で答弁とさせていただきます。

○1番（太田 譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○1番（太田 譲君） 教育長の答弁にもあったように県の教育委員会の方から中学校の部活動についての指針がだされています。ここで追加資料を議長に申請してありますので、事務局の方からお配りしてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（平田勝章君） はい、許可します。

〔事務局資料配布。〕

○議長（平田勝章君） 質問を続けてください。

○1 番（太田 譲君） 今お配りさせていただいた資料の表紙に記載があるように2月に出されたものは改訂版で、実は平成26年2月にはすでに指針が出されているわけです。まあ、いまの教育長が就任される前に出ているものですので、あれかもしれませんが、出ているわけですね。

確かに、現在の生坂中学校の新たな部活、しかも団体協議となれば厳しいという状況は私にも理解できます。ですが、だから無理と決めつけてしまったり、以前の答弁のような学校という組織で一人一人の希望をかなえるのは不可能というようなことで切ってしまうというのは、あまりにもスチューデント・ファーストないのかと思います。そこに関してはどう思われますか。

また、今お配りした資料の5ページですね、5ページの下段です。（2）のオのところに「中学期だけではなく次のステージへそして生涯にわたるスポーツ活動へとつなげていく責任を担っていることを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換を通じて、生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動の工夫をします」という指針の中に一文が入っております。そこでですね中学校側と話をしているといわれましたが、今の文言にあるようにちゃんと生徒に現在の部活動に納得ができていないのか、不満がないのかヒヤリングやアンケートを実施して確認しているなどそういった学校側の対応については話し合いの中で確認はできていますか。再質問いたします。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長

○教育長（市川廣美君） まず、いまですね資料として長野県の中学生期のスポーツ活動指針として資料として提出されましたけれども、これについては県教育委員会の方からですね指針を平成26年のものであって、今状況が違ってきておりますので改定をしたということでございまして、県教育委員会の方では心身の成長過程にある中学生の運動活動をめぐっては、少子化の進展によりまして従前と同様の運営体制では維持が難しくなり存続の危機に直面している学校や地域があるほか、多様化する生徒のニーズへの対応などの課題があることから、スポーツ庁が示しました運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを踏まえまして、将来にわたりまして持続可能な運動体制の整備等を行って、長野県の中学生期におけるスポーツ活動がさらなる発展を遂げ、生徒の健やかな成長へと結びつくようにこの度指針を改定したということでございます。この指針の中では運動部活動についての適切な運営の在り方の体制、それから合理的でかつ効果的な活動の推進のための取り組みですとか、運動部の活動基準、適切な休養日とか活動時間等、それから生徒のニーズ等を踏まえたスポーツ環境の整備、地域の社会体育活動など示されております。こういったものを現在県の公聴会あるいは市長速教育連絡協議会等で検討がされてきているということでございます。それをもって村の教育委員会そういったもの

を受けて検討してまいりたいということで先ほども答弁をさせていただきました。学校においては、生徒のやりたい種目については支援を、寄り添う形で支援をしていきたいという気持ちには変わりありません。議員もそうであります、我々もそうなんです、子ども達やりたいものについてはなんとか出来る方向でと、いうことで考えてはいますけれど、先ほどから答弁しているとおりになかなか難しい状況であります。前回の一般質問でもお答えをしておりますけれども、学校という組織で一人一人の希望をかなえる部活動というのは不可能であります。学校の生徒数や職員数、施設、地域性等バランスを考えていくことが大切だということでもあります。

生坂中では、生徒数の関係で二つある部活動のどちらかに原則はいるようになっております。しかし、やりたい種目がある場合にはですね許可をしてですね、社会体育やクラブに所属して活動しながら学校のバドミントン部に所属している生徒もいます。それから文化的な習い事をしている生徒で、本人と保護者と学校で話し合いを持ち同意を得て部活同に入部していない生徒もいます。このように生徒がやりたい種目についてはですね、生徒と話し合いをもって本人の希望をできる限りかなえられるように学校でも支援、バックアップをしてきているという状況でございます。ですので、これからも生徒のそういった希望というものをしっかり聞くという体制を整えて、そして保護者からも意見を聞く中で進めてまいりたいと思っています。今のところアンケートですとか、意識調査的なことまでは特にはやっていませんけれども、そういう生徒の意見、そういったものも十分把握しながら今後進めていきたいと思っております。以上でございます。

○1 番（太田 議君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○1 番（太田 議君） 今の答弁の中で、中学校側教育委員会としてもそういう社会体育等文化的なものも含め生徒の希望に応じてそうだんをして、原則不活動に入らなければならないというような従来あったようなシステムとは今変わってきているということのご答弁をいただきました。その中で、もう一度確認をして印ですけれども、資料の 9 ページ 4 番、中段「(1) 生徒ニーズを踏まえた運動部等の設置ということで、市町村教育委員会は少子化に伴い単一の学校では特定の協議の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないようにするよう複数校の生徒が拠点校の運動部に参加ができる等合同部活等の組織を推進します。」で、この資料の一番後ろの方に添付してあるんですけれども、平成 30 年度合同チームでの参加校一覧ということで、まあ、いろいろ形態があります。たとえば、a. 部員数を下回った 2 校の合同、b. 部員数を下回った 3 校以上の合同。c. 部員数に余裕があるチームから部員を借りる合同。d. 単独編成可能チームに部員数が足りないチームを吸収する合同という形で、様々な形態で今、合同ですでにいろいろな地域

学校等で部活動として大会等にも参加ができている実績があります。これにかんしては、当行にはそういう部活動が現在存在しないため、こういうことを連携していくにはこういう部活がない、筑北3村であつたりそういう所の連携を深めて部活同として成立させてやって合同で参加する、というような形も模索できるのではないのかなと思いますけれども、その辺はやはり難しいということになるんでしょうか。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長

○教育長（市川廣美君） お答えをいたします。指針では小規模校における合同チームの在り方について示されております。数人しかいない部において、大会やコンクール出場ができない場合他校との合同認められております。その際には公的な手続き、中体連等の承諾等が必要とのことでございます。また、個人的に社会体育活動に参加している生徒がいる場合は出来る限り認める方向でということでございます。生坂中では、体操や野球部等で、社会体育活動に属している生徒はですね、学校のバドミントン部に所属しながら社会体育に参加をしてきております。それから生坂中のように生徒数の関係で、バドミントン部と吹奏楽部しかない学校では、そのほかの社会体育活動を行っている種目を部活動として実施することは不可能でございます。しかし、中体連では、他行にその種目の部活動先ほど議員がおっしゃったように部活動がある場合はですね、学校間教育委員会や保護者で連絡調整をして承諾等の手続きを経て他校の部活動に参加することは可能ということでもあります。ただし、部活動に参加できたとしても大会の参加については中体連への申請承諾が必要になり、必ずしも出場できるとは限らないということで、中体連で定めている今話がありましたけれども、規定がございまして郡内の学校同紙に限るなどそういった規定があつて必ずしも参加できるとはならないということでございます。

そういう中で、他校との連携につきましては現在、生坂中も合同練習、それから練習試合そういったものは頻繁に行つてきております。これ運動部じゃないんですけども、吹奏楽部についてはですね、お隣の筑北村の聖南中学の部員が今4名ほどに減ってしまったという状況でございまして、今までも聖南中学と吹奏楽は合同練習を行つてきているということもございまして、生坂中との合同チームの編成できないかという案が浮上しております。吹奏楽連盟でも合同チームの出場は認めているという状況でございまして、今後それぞれ生徒あるいは保護者会に諮りまして合同チームが編成できないかどうか検討していきたいということでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○1 番（太田 議君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○1 番（太田 譲君） 今のお答えは既存の存在する部活動同士の連携は行われている目所もあり生坂の吹奏楽部はそういう話が出てきているというようなお答えと、後は社会体育党所属する場合にはそちらの選択を重視してばっまくアップ支援をしていただけるという理解でよろしいですか。いいですか。はい

ということで、その辺も踏まえてこちらの指針の中にですね、1 ページに書いてあるのですが、これは教育委員会だからとか学校だからということではなくやはり世間一般というか地域にすべてにおいて必要なことだと思うんですけども、1 ページの下段ですね、4 分 1 くらいのところから「長野県教育委員会では心身の成長過程にある中学生期にとってのスポーツ活動がスチューデント・ファーストの精神に基づく活動となることを大前提に、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点から、云云、かんぬんと書いてあるんですが、こちら改訂版の方では文言が変換されているんですが、確認をとったところ 26 年 2 月に指針された者の文章を一部変換しているということで、その内容の方内容は一緒だということです。こちら 26 年度があるんですけども、一部読み上げたいと思います。生徒にとって望ましいスポーツ環境というところは、生徒一人一人に応じた指導の改善工夫及び運営隊の整備等を行という文言を、生徒にとって望ましいスポーツ環境というように言い換えて書いてあるそうです。拡大解釈控えるためにこういう文章に変えてあると思うのですけれども、やはりそういうことなんですよね。県の方としてもこれからそうなんです、小さいところだからこれは出来ないあれは出来ない、だからこれをしなさいというのはやはりおかしいことであって、全ての子供にいろんな可能性がありますので、ぜひ、そういう社会体育施設環境が充実されている場合には、しっかりそれを部活動の一環として学校教育委員会等もとらえていただき、生徒のニーズに合わせて支援をしていただきたいと思うのですけれども、その辺に関しては教育長と村長についてご意見をいただきたいと思います。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長

○教育長（市川廣美君） ただ今太田議員からそういうご意見をいただきました。指針についてはですね、先ほども申し上げましたけれども、校長会やあるいは教育委員会連絡会等で今研究協議をしているということでございまして、それを受けて今後村の教育委員会に置きましても検討してまいりたいと思います。今太田議員からもそういうご意見もありましたし、今後もですね保護者ですとか、学校あるいは子ども達から総合的に幅広くご意見を伺いながら、村の教育委員会総合教育会議で検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2 番太田議員の質問にお答えをいたします。市川教育長答弁したとおり、社会体育ということで、部活動の一環として中学が認めていただけるかどうか、これはまた生徒、保護者の皆さんとお話し合いをしなければなりませんし、教育委員会と総合教育会議でも協議をしていきたいと思っています。私としては生徒の希望を本当になんかあげたいという気持ちはございますので、社会体育特に太田議員はサッカーをずっとご指導いただいていますので、小学校 5 年 6 年から中学へ行くときサッカーをやりたいという児童もたくさんいるということも前からお聞きとしております。そういう点で中学でサッカーが続けられるように前向きに当村としても検討し、社会体育の一環が中学の部活動にやるような方法があるのではないかと今後教育委員会とも協議を重ね、中学校に働きかけていきたいと思っています。以上答弁といたします。

○1 番（太田 譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○1 番（太田 譲君） ありがとうございます。確かに今ある部活がまた今度それにおいて存続の危機であるとか、廃部とかっていうことになっていくということについて私もそれは良くないのかなと思う部分もあります。半面やはり生徒のニーズをしっかりと把握してやっていくというののも必要だと思います。最後にですが、そのガイドラインが出ているところのページの 2 番ですね。「中学生期へつなげる小学生期のスポーツ活動」ということでこちら小学生のスポーツ活動に触れておまして、「(1) 小学生期には多様な運動遊び経験楽しさを十分に味わわせ運動スポーツへの興味関心を高め、卒業後も積極的に運動スポーツ活動へ参加しようとする態度をはぐくむ活動をすることが重要です。」まるっきりこれは私がいつも心がけて、サッカーを「生涯スポーツでいつでもできるんだよ」ということを子供たちに伝えて教えてきております。ぜひ、こういういろんなところでそういうことが大事だとたっています。小さいからできないというのは、本当に子どもにとってデメリットになってしまいますので、ぜひ答弁いただいたように前向きに、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。私の方もそういう社会体育等の方でその環境が整備できるように活動をこれからもしていきたいと思っていますので、こちらも含めましてよろしくをお願いします。これで私の一般質問はすべて終了とさせていただきます。

○議長（平田勝章君） ここで昼食のため休憩とします。再開は 13 時といたします。

○議長（平田勝章君） 再開いたします。一般質問を続けます。4番、字引議員。【午後1時00分】

○3番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○3番（字引文威君） 4番字引文威でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

私は上水道施設老朽化対策について振興課長村長に対し質問させていただきます。本年2月5日の上下水道事業検討プロジェクト会議と上下水道運営協議会の合同会議で、平成30年度の上水道有収率が60パーセント近くとなり、漏水量が大きく推移している現状の報告がありました。プロジェクト会議で検討決定された「水道施設の老朽化改修事業優先」の方針について、質問いたします。

まず、当村の主要水源となっている安曇野市では、今年度「水資源対策協議会」を立上げ、地下水や湧水を利用する企業や団体から任意の「協力金」を集め、人為的に蓄える取り組みの財源とする計画を立ち上げております。そのような現状を考えると、分水を受けている当村としても、漏水減少対策は急務と考えます。

村は、現状の老朽化した上水道施設をできるだけ早い時期に将来人口動態に合わせた給排水計画を策定し、老朽給排水施設改修事業に着手しなければならないと考えます。中山間地域の当村としては給水人口が少ない割に配水池、ポンプ施設、長距離の給排水管等が必要であり、効率的な排水施設計画が取り難いのが実態です。

また、この改修事業で災害にも強いライフラインの耐震管等も採用し、整備することが必要と考えます。その事業を実施するうえで、その事業費は概算どの位になるのか。想定できる範囲で振興課長にお伺いいたします。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（松沢昌志君） それでは、4番字引議員のご質問にお答えをさせていただきます。2月5日に行いました生坂村上下水道事業検討プロジェクト会議及び上下水道運営委員会合同会議におきまして、平成30年度の有収率は61.2%と報告させていただきました。約4割が漏水として捨てておりますので、対策は急務であると考えてはおります。また下生坂の雲根常会、込地・重常会の地区水道の統合を含め新たな給水計画を策定し、施設の老朽化・耐震化と合せて整備が必要と考えております。

さて、この事業を実施するうえで事業費というご質問でございますが、まだ調査等を実施しておりませんので、公表できる数値は把握しておりません。個人的な見解となりますが、施設を全て改修すると考えますと、管路延長は地区水道統合分を含めると 60 km を越えると思います。配水用ポリエチレン管で 1 m 当たりの単価を 6 万円といたしますと 36 億円。ポンプ場では昨年移設工事を実施しました小立野ポンプ施設。これは規模の小さな施設でございましたけれども、約 3000 万円かかりました。ですので、現状 13 施設だけでも最低 4 億円程。これに配水池の耐震化の整備・監視システム等の建設費もかかると思いますし、配水池を改修するには同規模の仮設配水池が必要になる箇所があるかもしれないと思っております。どちらといたしましても大規模な予算を必要とする計画となりますので、まだ使える施設を見極めながら慎重に進めていきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○3 番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○3 番（字引文威君） 今、振興課長の老朽施設改修事業で概算約 40 億円が必要との答弁でしたが、単に新設する工事と違い、通水営業しながらの工事となり、部分的には仮設館、断水切り替え、各戸の給水管付け替えなどの作業が発生し、これ以上の事業費がかかる可能性があります。また、この事業は通常の村の年間予算の二倍近くになり、この事業の重大さを考慮しなければならぬと考える。

水道法について少しふれてみたいと思います。水道法第 1 条の「目的」は「水道の敷設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。」とあります。

また、水道法第 2 条「責務」として、「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、且つ、水が貴重な資源であることに鑑み、水源、水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」とあります。また、水道法第 2 条の 2 の 2 では、「国は水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者に対し、必要な技術的、財政的援助を行うよう努めなければならない」と規定されております。

当村のような少子高齢化の進んでいる中山間地域では、当村の水道料金は現在でも一般会計からの繰入で料金の安定化を実施しているわけで、水道料金の値上げ等考えられない状況でございます。低利な助成金、公債を利用してライフラインの老朽化対策事業を実施することは、村政運営に大きな財政的負担となり、長期的な返済期間となることが想像されます。「水道」は我々の日常生

活に欠かすことのできない当たり前のものになっており、国民としてどこに住んでいても「清浄にして豊富低廉な水の供給」を受けられるものでなければならぬと考えますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番字、引議員の質問にお答えをいたします。「清浄にして豊富低廉な水の供給」についてということでございますが、水道法の目的及び責務については、議員のご指摘のとおり記載をされております。

水道行政は、国民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的として、これまでは、水道の普及促進と水道水供給の量的不足の充足に主眼がおかれ、主として、水道事業等の体制を整備、向上するための施策が講じられてきました。

水道事業の経営主体は住民に最も身近な行政主体であります市町村とされ、水道の給水サービスが公営企業として行われてきたことも、これらの施策の実効性の確保に大きな貢献をしてきたといえます。

この結果、日本の水道は昭和30～40年代の高度経済成長期に目覚ましい拡大、発展を経て、今ではほとんどの国民が水道の利便を享受でき、国民生活とは切り離すことができない身近な存在となりましたが、それに伴い、水道の使命も公衆衛生の向上と生活環境の改善という観点のみならず、国民生活や事業活動、都市機能を維持するための基盤施設としての機能が求められるようになってきております。

しかし、水道事業の経営主体が市町村とされてきた結果として、中小規模の水道事業が多く、大規模な水道事業と比べて経営面や施設面といった供給体制における格差が生じるに至っているという状況であり、生坂村の給水原価も

1 m³、401円と高額であり、この原価のうちの75%が維持管理費となっております。

水道事業の主な地方財政措置としましては、建設費以外に、高料金対策として高資本費部分の繰出し基準額の8割が普通交付税・特別交付税措置されることになっておりますが、これは建設費が高額なための財政措置でありまして、維持管理費が高額になる部分については、考慮されておられません。

今後は既に整備された施設の維持管理の重要性が増すものと考えられております。自助努力として経費の削減に努めることはもちろんであります。小規模な施設は維持管理費も高くなる傾向がありますので、この部分でも財政支援があればと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○3番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○3番（字引文威君） 村長のただいま簡易水道事業に対して、財政基盤の弱い村としての財源確保について今後、実質公債比率の問題もありますので、慎重な対応を考えられていると思います。水道法では水道事業を保護育成することによって、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とし、国は地方公共団体並びに水道事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。」とあります。国は水道行政支援策として、水道運営権民間委託の導入を盛った開成水道法案を今国会で成立しましたが、このようなコンセッション方式、民間委託方式でございますけども、大規模水道事業者には意味があるかもしれませんが、中山間小規模水道事業者にはメリットのある話ではございません。

また、国が県などに進めている水道事業者経営合理化を旨とした広域化策も各水道事業者の地域性、規模、また思惑の違いなどがあり、広域化はまだ先の長いことと考えます。

我々の日常生活に欠かすことのできない当たり前のものとなった上水道に対し、老朽化した上水道給排水施設の改修事業並びに災害に強いライフライン整備事業は、防災事業としてもすくにでも着手できるようにしなければならないと考えます。が、ただし、その事業費をどう捻出すればよいのかと考えた場合、水道法にある「国は地方公共団体並びに水道事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。」とあり、当村のような自主財源が少なく財政基盤の弱い地方公共団体には、国からの仮称「水道事業整備特別交付金」みたいなもので対応してもらえるよう国並びに県に強く「要請する」ことが、本生坂村簡易水道整備事業を進める上で、国、県への早急な対応が必要ではないかと考えますが、村長のお考えを伺います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番、字引議員の質問にお答えをいたします。交付金の対応を国、県に要請することについてでございますが、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策予算の要望調査がありまして、平成31年2月に2回応募がございました。1回目については、水道水源開発施設整備のメニューに浄水場の非常用発電設備や土砂流入防止壁等の整備を位置づけ、その中に重要施設、公共施設・病院等でございますが、その接続管路の耐震化を設け要望調査を実施した県がございます。また2回目は、生活基盤施設耐震化等交付金要望調査でありましたが、これは平成30年11月に取りまとめた要望箇所の前倒しの実施希望と新規事業の追加要望でありまして、生坂村としてはどちらも要望をしてない状況でございます。まず、給水計画を策定し、有利な補助

事業を活用して進めなければいけないと考えておるところでございますが、議員ご指摘の通り広域化の推進、有利な補助事業の創設を訴えていかなければと考えております。また、3月8日にですね、水道事業にかかる市町村支援チームの設置についてという、この（通知を掲示）県からの水道課長への通知がございまして、平成29年3月に一ノ瀬議員にもお答えをしましたが、「長野県水道ビジョン策定をして、経営基盤強化の方策の一つとして、広域連携を推進していくこととし、地域振興局ごとに検討の場を設置し県、市町村と共に連携等の検討を行っていただいているところである。この検討の場に加え市町村支援チームを設置し、検討の場等で出された課題や個別課題の解決のため、個別に市町村の課題を聞き取りながら経営基盤の強化を支援するという事で、チームを設置する」という通知が来ておりました。それで、水道ビジョンの策定及び広域連携推進体制、それから経営基盤強化の支援の取り組み、それから支援チームお出かけ相談ということで、当村にとりましてはこの支援チームに来ていただいて、当村の国庫補助金、地方財政措置等の支援をしていただくとか、変更事業の認可の助言もしていただけますし、地形、水源、給水人口等を加味しましたシミュレーションを実施していただけるということで、まずこの件に対して、水道事業にかかる市町村支援チームの設置をして頂いたら、ぜひこちらの方を当村から、窓口が環境部と企画振興部それから長野県の企業局になっておりますので、そちらの方に問い合わせをして進めていきたいと思っています。以上答弁いたします。

○3番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○3番（字引文威君） 今村長の方から新しい給水計画の策定により有利な補助事業の利用を県の水道ビジョンの関係を見ながら揶揄って行かれるという見解をいただきました。何しろこの事業はここ数年の村の事業の中では相当大的なものになってきますので、一つ間違えるとえらいことになってしまう。それとやはり、新規移住者等の方たちから見たら、やはり水道が非常に高額だ。それからまた水が非常に安定的に供給できないというような形が出ますと、やはり魅力ある生坂村という形が欠けてきてしまいますので、今後この対策事業については、非常に慎重にかつ事業費の捉え方についても慎重に扱っていただかないとまずいかなと思いますので、ひとつ村長、汗かいていただいて、補助金の関係等精査されて正しい方向に進めていただければと思います。以上私の方の質問いたします。

○議長（平田勝章君） 次に、5番瀧澤議員。【午後1時21分】

○4番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4番（瀧澤龍一君） 5番議員の瀧澤龍一です。通告に基づき質問を行います。今回は昨年3月定例議会で急減に人口減少が進んできたことに対する対応策について行政の考えを質し、私の提案もさせていただきました。その時の回答についてのこの1年間の取り組み状況とその効果、またその結果を踏まえた上での今後の対応について、一つは村長の30年度の施策関係、二つ目に教育関係、三つ目に情報発信関係、この三項目と3月の質問ではしませんでした。が、人口減少対策には関係が深い婚活関係の4項目についてお伺いをいたします。

最初に、村長30年度の政策である、1.子育て世代の村外流出抑制としての子育て世帯のリフォーム補助の拡充。2.移住促進のための移住定住空き家対策事業補助金の新設。3.子育て世代が、生坂村でゆとりをもって子育てができる子どもたちが生坂村に愛着と誇りが持てるような教育ができるように、小中学校の給食費の無料化、中学生の標津町交流事業、小学校への図書館司書の配置及び図書館の改修等の新規事業の3点について、この辺の活用、または利用状況また、村内の保護者や子供、村外者の評価はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。これを最初の質問といたします。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（松沢昌志君） それでは、5番議員のご質問のうち、子育て世代リフォーム補助拡充等の利用状況についてお答えをさせていただきます。

平成30年度から子育て世帯、これは中学生以下の子供がいる世帯でございますが、を対象として、補助率3/10 上限100万円という項目を追加いたしました。リフォーム補助を拡充いたしました。が、実績については0件でありました。平成30年度のリフォーム補助自体の申請は2件で107,000円でありまして、全体的に少ない傾向でありました。

昨年度活用実績がなかったため、平成31年2月号の広報いくさかにおきまして、耐震関係と併せてリフォーム補助の記事を掲載をして周知しております。また村政懇談会におきましてもお知らせしていく予定であります。

現在、子育て世帯型の対象世帯数につきましては約90世帯ございますので、今後活用していただけるよう広報等に努めてまいります。また、転入を希望されている方に向けてホームページ等も見やすくするなど、工夫をしてまいります。以上で答弁とさせていただきます。

○村づくり推進室長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（山本雅一君） それでは私の方から、移住定住空き家対策事業補助金の利用状況についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、生坂村における少子高齢化及び人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持するため、当村への新規転入者や空き家所有者に対し、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金を平成30年4月に新設いたしました。

この補助金では、賃貸や売買を希望する空き家で村の空き家バンクに登録していただいている物件に対して、家財等の片付けや改修工事などの経費に補助をするものであります。また、老朽化して危険な空き家への解体や除却に対する経費にも補助するものとなっております。

この補助金の現在までの利用状況につきましては、空き家での家財等廃棄物の処分、ハウスクリーニング等の空き家整備事業で2件、空き家の解体除却する老朽空き家対策事業で1件。合計3件の方が利用されております。補助金額にしますと合計で72万1千円になります。

空き家整備事業の補助金を利用した空き家2件につきましては、2世帯で5人の方が生坂村に移住をされております。

また現在、移住・定住関係で2人の大好き隊員が業務にあたっていますが、空き家バンクに登録している物件や生坂村を紹介するため、昨年4月と8月に「空き家見学・田舎体験ツアー」を企画実施しました。首都圏などから6組13名の方が参加していただき、生坂村の自然や景観、また空き家バンク登録物件、また村営住宅などを紹介させていただきました。

このほか、初の試みですけれども7月に大阪で開催しました「おいでや!!いなな暮らしフェア」に生坂村として出展しまして、関西方面で長野県に移住の関心がある方に生坂村の紹介など、移住パンフレット等を作成しましてPRしてまいりました。

また、生坂村や村内の古民家を全国に知っていただくため、月刊誌「田舎暮らしの本」に3ページにわたった古民家の特集や特別号で移住情報を掲載して、村の情報を発信をしております。移住者田舎体験ハウスに利用される方につきましては、隊員が村の情報の説明のほか、空き家の情報を知りたいという方につきましては、空き家バンクの情報や現地への案内も併せて行っております。現在のところ、直接、移住したケースには結びついておりませんが、これらを継続して実施し、また村を紹介することで、今後の移住推進につなげていきたいというふうに思います。以上答弁とさせていただきます。

○教育次長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（平野公恵君） それでは私の方からは小中学校の給食費無料化、

中学生の標津町交流事業、小学校への図書館司書の配置及び図書館の改修等の新規事業による評価についてお答えいたします。

はじめに、小中学校の給食費の無料化についてですが、学校給食におきましては、これまで地産地消で安心安全な学校給食に鑑み、平成 25 年度まで 50 万円の補助を行ってきました。平成 26、27 年度には 100 万円に引き上げ、平成 28、29 年度には児童生徒の給食費を半額とし 380 万円の補助を行って参りました。また、今年度はさらに、給食費の無料化により最終的に総額 640 万円の補助を見込んでおります。これにより、小学生 1 人につき年間 52,000 円、中学生 1 人につき年間 62,000 円ほどの負担がなくなり、小中学生のお子さんを持つ親御さんにおかれましては、経済的な負担軽減が図られているものと思っております。

次に、中学生の標津町交流事業につきましては、平成 29 年の 9 月以降双方の教育長、学校長と教育委員会で、今年度の事業実施に向けて日程調整や人数、交通機関などの行程、交流事業の内容など細部にわたって検討し、ようやく実現することが出来ました。

先生方や生徒においても、通常の授業や学校行事に加え、標津町の中学生を迎える準備や、自分たちが訪問する際の下調べなど、大変な面もあったかと思いますが、これは自分たちの住んでいる郷土を、改めて見直す良い機会になったのではないかと考えております。また、訪問先では移動だけでも大変であることを実感し、広大な大地や景色にふれ、北方領土についても学ぶ機会ができ、それぞれが貴重な経験ではなかったかと考えております。

次に、小学校への図書館司書の配置につきましては、学校図書館法により努力義務とされているところでありますが、今年度から小学校をメインに中学校の司書業務を兼務することで配置に至っております。成果としましては、昨年度まで機能していなかった「学習センター」としての役割が果たせるようになり、教科書に沿った調べ学習が、図書館でできるようになったことや、司書が常駐していることで、当村にはない中間教室的な役割として、教室に行けず、保健室に行くほどでもない児童が、図書館で司書と学習したり、読書したりといった利用ができるようになったことも大きな成果であると考えております。

次に、図書館の改修についてですが、図書館の改修に伴い、本の貸出しや図書館に足を運ぶ児童が増えたことは言うまでもありませんが、薄暗かった館内が明るくなり、学校の中でも「のんびり」できる場所になり、貸出目的がなくても、図書館に来館する子が増えたのではないかと思います。

学校を訪れた保護者の一部ではありますが評判もよく、図書館の改修については成果が出ているものと感じております。なお、平成 31 年度の当初予算には、エアコン設置費用も計上しておるところでございますが、さらに良い環境で読書や調べ学習ができるようにご理解をいただきまして、お認めいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上答弁とさせていただきます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5 番滝澤議員の質問にお答えをいたします。瀧澤議員からご指摘いただきました今年度の施策の状況につきましては、それぞれ担当部署から答弁をさせていただきました。

それで今後の対応ということでございますが、まずリフォーム補助の拡充と移住定住・空き家対策事業補助金の利用状況につきましては、少しの実績はございましたが、私が予想したほどでなく、今後はもっと啓発に努めることが必要であると考えております。

また、移住者の中には空き家を購入して住まれるにはハードルが高いという意見もありますし、子育て世帯が住まれるにはちょっと良い物件が少ないという意見もありますので、そういうところは否めないところでもありますので、来年度から、いくさかの郷の向かいに若者定住促進住宅を建設してまいりたいと来年度予算に計上させていただいているところでございます。

また、教育次長が答弁した状況につきましては、重点事業であります「子育て支援事業」の拡充になっており、保護者の経済的な負担軽減、教育環境の充実、特色のある教育などに結び付いていると考えているところでございます。これらの事業もさらに拡充するために、保育園の3歳児以上の保育料と給食材料費の無料化と遊戯室のエアコンの更新、小学校図書館のエアコンの新設なども、来年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

これらの事業を来年度行うことで、人口減少・少子化の抑制につながる様に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上答弁いたします。

○4 番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4 番（瀧澤龍一君） 今3点について説明をいただきました。子育て世代のリフォーム補助の拡大、この辺はあまり使われていないということですが、これは流出抑制につながるかどうかというのは疑問なところもあります。補助があっても生活費でいっぱいリフォームする余裕がないような人も中に入るかと思いますが。この辺のところは転入者から見れば魅力のある内容かなと思いますので、今後広報していくという中で、やはり移住系のページの中でしっかりアピールするのもよいのではないかと思います。また、移住定住空き家対策事業補助金の利用状況は72万円で5名が転入したという、まあ、効果があったというか、1名15万円入ってきて、交付税20万円入れば、こんなにいいあれはないのですが、こんな単純なことではありませんが、いずれにしても月刊誌で知らせるとか、それから都会に出てそこでアピールするとか、田舎体験ツアーでこっちに呼び込んで体験してもらうような、こういった活動と

というのが地道に見えているのではないかと私は考えます。この辺の活動を続けることが重要だと考えております。

それから給食費の無料化、標津町交流、図書館改修と司書配置事業は、次長が感じている内容が主だったのですが、この辺のところは実際に関わっている親御さんとか子供あるいは他市町村の人がいいねと、そういった声がそこら中から聞こえてくるようなそういったところをアピールしていくということが非常に必要だと感じております。他村にはない特色が非常に持てているわけですから、そんな以外で大きな話題となるような、この辺お金も十分かけておりますからそういった仕掛けというのが必要になるかと考えます。

それから、村長が移住者の中には空き家を活用して住まわれるにはハードルが高いという声や、良い物件がないとの意見は私も聞いたことがあります。そんなことで転出した方がいたような気もいたします。移住が進んでいるところでは、住居の買取ではなく、安い空き家を、ああ借家ですね。この辺を空き家情報に紹介しているところもございます。借家としての活用、村が買い取ってそれを貸出ししているというような、そんなところもあるようで、新規で若者定住促進の住宅等建てるというようなこともあるんですが、この辺のところも両方ちょっとどっちがいいのかというようなところで、検討する価値があるのではないかと考えます。

今年度はまた保育料3歳児以上無料とそれから給食費材料費無料。本当に子育て支援に対する内容は全国的にみても非常に高いレベルにあると思います。この良さを全国に知らせ、都会に出向いて呼び込んできてもらって体験してもらおうと。こういった活動を本当にやることが重要だと私は考えますが村長どうでしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番滝澤議員の質問にお答えをいたします。借家を空き家情報に掲載をしているところがあるということ、また都会へ行ってしまうもののPR、また当村の子育て支援の厚遇の支援をPRするということがどうかということでございますが、前に空き家リフォームのかんけいのほじょじぎょうがございまして、生坂大好き隊員を南部と中部は無く、北部ですね3件リフォームして住んでいただきまして、そこは今でも1件は住んでいる方変わりましたがけれども3元とも住んでおりまして、1件の方もひきに購入をされて当村に移住をしたといういい例がございまして、そちらの方の空き家でいいリフォーム物件があればリフォームをしながら空き家情報に掲載するのもいいことだと思います。

それから教育長の方に質問ございますが、子育て支援の関係。当村としては本当に厚遇なほうだと思っております。県内でも4村か5村しか小中学校の給食費の無料化をしている村はございませんので、そういう点では保護者負担が

軽減されていると思います。そういうところをPRしながら、子育てしていただき奈から当村の良さを知っていただいて、それが村外に広がっていくことをどうにか啓発をしていかなければならないと思っていますので、その点も検討しながら進めたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4番（瀧澤龍一君） それでは、次にですね教育関係で小規模校のメリットを最大限に生かした特色ある教育活動として、3点ほどありましたんで伺います。一点は一貫教育の検討はもちろんであります、引き続き特色ある教育についても併せて検討協議をしていきたいというお答えがありました。

また二つは、小規模校のデメリットとされる集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。このようなデメリットをICTを利用して遠隔合同授業をすることで解決する手段としているところがあると。まあ先進事例の研究といったような内容で提案をさせていただきました。この辺のところ。

また三点は、情報サイトを活用し生坂村の教育や充実している子育て支援をセットにして、村の様々な情報のPRに努めていきたい。

四点目はですね、子育て世代に移住ツアーを企画してみてもどうかと考えるというようなこのような教育関係では四点ほど回答がありましたので、この辺について伺いをします。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育長

○教育長（市川廣美君） それでは、お答えをいたします。

まず最初の特色ある教育活動についてですけれども、保小中一貫教育研究検討協議会で一貫教育と併せ検討協議を行っていきたくて考えております。

一貫教育の検討につきましては、研究検討協議会を立上げまして検討を行ってきており、現在まで講師を招いての勉強会や一貫教育を行っている学校の視察研修を行ってきています。ここで一旦委員の皆様からご意見を伺うため、今年度第3回目の研究検討協議会を2月25日に開催をしまして、委員の皆さんより様々な感想や意見等を出していただきました。

その上で今後の進め方等についても協議がされまして、当日欠席された委員さんもおられましたので、意見・感想等をレポートにして、アンケート調査と併せて提出していただくこととなりました。今月末までに提出していただき、新年度早々には研究検討協議会を開催してですね、レポートとして出された意見等について検討協議していただくことにしております。

そして、レポートと一緒に提出していただくアンケート調査では、特色ある教育活動についてご意見を伺うことにしておりまして、一貫教育と併せ検討協議ができればというふうに考えております。そして委員さんの任期となります、7月頃を目途に村長に提言とまではいかなくても、様々なご意見をまとめて中間報告ができればというふうに考えております。

次に、遠隔合同授業の関係でございますけれども、小学校においては、ICTの整備がおこなわれましてタブレットを導入して2年が経ちました。高学年においてタブレットを活用して国語や算数の授業に取り組み、児童は勿論、教える側の教師もタブレットの扱いに大分慣れてきております。そこで来年度、小学校ではICTを活用した授業に重点をおき、情報教育研修部を立ち上げて教員の研修を更に行なっていくことになりました。また2020年度から新学習指導要領によりまして、プログラミング教育も始まりますので専門講師を招いて勉強会や研究授業に取り組む予定にもしています。併せて将来を見据え議員の提案でありますICTを活用しての遠隔合同授業についても、研究を行っていただければと考えます。県内では下伊那郡喬木村が、村内にある二つの小学校や中学校でICTを活用して遠隔合同授業を行っております。参考にさせていただき研究していただければと思います。

今年度から生坂中学校では北海道標津町の中学生と交流学习が始まりました。中学校の交流学习に繋げるため小学校間では、ネットを通じての交流ができればと考えましたが、今年度は環境が整ってなく実現できませんでした。今後尚一層交流を深めることにより将来的に標津町の学校と遠隔合同授業ができればと思いますので、そうした取り組みが可能であるかどうか両教育委員会で研究協議していただければと考えます。

次に、昨年三月の議員の一般諮問で、生坂村の教育や充実している子育て支援策をですねセットにして、村の様々な情報について情報サイトを活用してPRしていきたいというふうにお答えをしました。

そこで早速、昨年4月の知恵の輪委員会で協議がされ、関係部署から情報を提供してもらいながら、いくさか大好き隊の情報発信の業務を行う担当者から分かり易いページを作っていただくことになりました。その後も5月、6月の知恵の輪委員会で内容等について検討し、イラストを入れて分かり易く作成するなど打合せが行なわれ、出来上がりを楽しみにしておりました。

しかし、現在までのところ出来上がっていない状況で、大変残念であり申し訳ありませんが、新年度早々には、来年度から取り組む新たな内容等も加え充実したページにして、村のPRに努めてまいりたいと思います。

それから次の子育て世帯向けの移住ツアーの企画については、私の考えを申し上げた訳であります。今年度、実現することはできませんでした。今後しっかりですね検討しまして企画していくことで、移住定住に繋がることではないかと思っております。

また子育て世代の移住に繋げていくためには、ツアーを企画して村の保育園や学校の様子を見ていただくことは勿論であります。併せて移住者を受け入れるための、住む住宅であったり、雇用の場所など村で生活していくための支援体

制も整えておくことも必要かと思います。

総合的な受け入れ体制を整えて、子育て世帯に見ていただき紹介することで、本当の移住定住に繋がるものと思います。今後関係部署等でしっかり検討しまして、連携を図りながら移住ツアーの企画ができればと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4番（瀧澤龍一君） 今教育関係について説明をいただきました。全般的に計画はしたんだけど、あまり進捗はされておらずまた計画というようなレベルに聞こえました。特色のある教育については保小中一貫教育研究検討会で合わせて進めるということですが、特色のある教育に関しては常に村長も入学式の時とかそういったところであいさつの中で言われていることであります。その方針や内容について検討協議すべき専門職の委員会があるわけですから、そこで協議するのが本来の在り方だと考えます。教育関係で特色を出すための議論のトリガーとなるような状況は、国の教育方針に変化が出てきた2、3年前から情報としては流れていたと思います。新学習指導要領の改訂に関する内容とかですね、また、義務教育学校の設置に関する情報とか、最近では夏の猛暑による夏休みの延長のこういった話だとかですね、こういった内容では自分の村ではじゃあどうするんだという、そういったところをですね、その中で自分たちの特色を生かすにはどんなことをすればいいのか、そういった考えるときはたくさんあったと思います。このようなことに対しては教育委員会ではこのような時、村の方針だとか方向だとか、そういったことについて協議はされているのでしょうか。昨日、小学校の卒業式で学事報告を見ましたら、すでに小学校の事業に新学習要領に入っている英語に関する授業は前倒しで行われておりました。先生たちが中心に研究実践を進めておられるようですけれども、このような時の教育委員会のかかわり方というのは、どのようにされているのでしょうか。教育長。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育長

○教育長（市川廣美君） お答えをいたします。教育委員会では、平成27年度から31年度までの教育大綱を定めております。それにしたがって、学校ではグランドデザインを作りまして教育を進めてきております。そして、そういったものについては定期的な学校との賀好調との懇談会をもって、様々な課題について教育委員会と研究協議をしてきております。そのなかで特色ある教育についてもすでに教育大綱の中で定めたICTを整備してそういうI

ＣＴでいろいろな特色ある教育をしていく。また、いろいろなところとの学習。例えば、今年度から始まりました標津町との学習交流。７そういった形で特色ある教育は行っては来ております。ただ、今後まださらにですね、特色ある教育を進めていくにはといった部分で、様々な方から幅広くご意見を伺いながら進めていきたいということでございまして、そういう中で今現在、一貫教育の検討協議会を立ち上げておりますので、一貫教育の検討委員さんはですね、村内の教育関係の方が中心となって委員となっておりますので、そういうようなときに合わせてご意見を伺うというようなこともしていきたいとそういうことでございますので、よろしくお願ひしたいしたいと思います。以上です。

○４番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○４番（瀧澤龍一君） 私の聴きたいのは教育委員会がどのように関わっているのかということです。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育長

○教育長（市川廣美君） かかわっているかといった部分はですね、要は学校長と教育大綱に沿った形で学校の教育が行われているかということで、教育委員会と学校との検討協議する中で関わりを持っているとそういうふうに考えております。

○４番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○４番（瀧澤龍一君） では、教育委員会としての方向だとか方針だとかそういうところを面には出していない、学校側が言えばその通りにただ「ＯＫ」を出すだけのそういう組織ですか。言い方が悪いんですけども、教育委員会としての自分たちの村の教育に関する方向は大綱を作ったということで、その大綱を作ったからもうそれでいいんだと。後は学校にお任せして、いろんな変化に対して、いろんな変化があるんですけどもそういうものに対してはすべて学校側が対応すると。教育委員会はそれに対して学校側でやるということに対して「いいです」「悪いです」の判断をするだけの委員会でありますか。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育長

○教育長（市川廣美君） あ、学校においてはですね、学習自動要領によりまして、そういった授業等が決められておりますので、そういった内容の報告をいただきながら教育委員会もですね、そういう学習指導要領に示された形で教育ができているかということについてですね、きょうぎをしているわけです。最終的には授業の関係については学校にお願いしていかなければいけないわけですので、教育委員会もそんな形の中で学校と協議をしながら進めてきているというそういう状況であります。

○4番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4番（瀧澤龍一君） 今の村の教育委員会の考え方は、わかりましたが、他の市町村の中でもやはり教育委員会というところが主導になって村の教育特色あるものはどんなことにするかというようなことをきちんと話し合ってそれを学校側とどういう具合にしていこうかという競技をされているんだと思いますけれども、そういったいろんな行為うんかに対してですね、教育委員会はこうに考えているというような記事がどこのところにも乗ってくるんですが、ここではそういったものが全く見えないですけれども、この辺のところはまた、やっぱり特色のあるという教育ということに関してはですね、一般的な指導要綱だとか、そういったところの中には載ってくるわけではありませんから、その中から自分たちの村はどういう具合にどういう教育をするのかそういったところがやっぱり重要になるかと思うんで、教育委員会の在り方とかそれに対しては検討していただきたいと私は思います。この辺村長どうでしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 教育委員会の関係は総合教育会議で私が招集をしていろいろと協議をしてまいりました。生坂村の教育、特色のあるものをということで、私も考えておりますが、教育委員会としても ICT を活用してタブレットで教育をしたところを議員各位にもお見せをしたところでもございます。新学習要領の中でも特色のある教育そのほかにも何があるか、英語も少し早めに小学校でも取り掛かっているということでございまして、そういうところも今後教育委員会と行政との中でしっかり協議をして、小中学校の方にお話をしながら生坂教育充実に努めていければと思います。以上で答弁いたします。

○4 番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4 番（瀧澤龍一君） まあ、よろしくお願いします。情報関係の方に移りますけれども、村に目を止めてもらうための情報サイトの利用や移住しようとする人が知りたいところや見たくなるような掲載をという提案に対して、各部署で見やすいホームページを改善していくというような村長の答弁がありました。この辺に対しての対応はどのようなかお聞きしたいと思います。

○村づくり推進室長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（山本雅一君） それではお答えいたします。情報発信関係の活動状況であります。まず最初に、村のホームページであります。以前は文字だけの生坂村紹介のプロフィール欄を統計と特産品紹介以外の1ページにまとめ、写真や画像等で見やすく構成して新しい紹介ページとして修正をさせていただきました。

また、ホームページ内にあります「田舎暮らしのすすめ」のバナーの空き家バンクの情報ですけれども、今まで最初に出てくる画面に、空き家情報カードの一覧表としてカード番号と住所の文字のみの表記をさせていただいてありましたが、この一覧表に物件の外観写真それから金額を表示させて、すぐに外観のイメージと金額が分かるように改善させていただきました。詳細情報につきましてはその物件欄に「詳しくはこちらをクリック」と表記いたしまして、住宅内部の写真またそういったものを使いまして分かりやすくさせていただきました。

このほか、この「田舎暮らしのすすめ」のバナーの中には新設された生坂村移住定住及び空き家対策補助金の補助内容の紹介と交付要綱や申請書等を見ることができるようになっております。

情報発信関係につきましては、生坂村フェイスブックを立ち上げまして、防災行政無線やＩＣＮでのお知らせ原稿によります、おもに村民向けではありませんけれども、お知らせ情報を発信しているほか、必要に応じて「生坂村観光協会」「いくさかの郷」「いくさか大好き隊」等の Facebook ページ、村ホームページ他の情報のシェアも行っております。

また、昨年6月に生坂村ライン@を開設いたしまして、村外在住者を中心として、生坂村のイベント等に参加、また松本での移動販売や首都圏での物産展で買い物など、村との接点・関わりがあった人に登録してもらい、登録していただいた方に生坂村の各種イベントや観光情報、やまなみ荘の宿泊プランなどをメッセージとして告知をさせていただいております。このライン@につきましては現在の登録者数は83人という形になっております。以上答弁とさせて

いただきます。

○4 番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4 番（瀧澤龍一君） ホームページは大分改善をされたように思っています。特に空き家情報のところ以前と大分変わりました。ただ、しいて言えば情報が非常に硬いというか真面目というか、おもしろみがちょっと少ないというか、そういった評価を私はします。良くなっていますよ。人口が増加している南箕輪村ここは非常に増えて、増えて困るというようなところなんですけれども、ここのホームページの入り口は生坂村とほとんど似たような感じなんですけれども、ただ移住だとか次のところへ入った瞬間に非常に動きがあるんですよ。非常に見て楽しくてまた入りたくなる。移住とか何とか、移住した人の感想とかが動画とかで入ってくる。非常に動きがあるんですよ。ただ、生坂村はとりあえずまだ写真だとかそういったレベルでいるんで、ちょっと物足りないなど。麻績村も最近0歳から6歳この子供が28年度から10人くらいずつ増えているんですよ。やっぱり移住その辺の対策とかなんかないというのが効果が出てきというようなこともあったようなんですけれども、そのホームページもやはり動画とかその辺が使われております。空き家対策の住宅の、最初画面があって金額がバンと出るという感じがあるんですけれども、この家こういうところがいいよというような、日当たりがいいよとか、小学校からすぐ何分だとか、そういったちょっと引きつける内容があるので、その辺細かい内容ですが、もう少し頑張ってもらえばもっといいものになるのではないかと思います。ぜひ、作る時によその、人口が増えているとか、話題になっているところのホームページを開いてもらえば非常に参考になることがあるのではないかと思います。

最後になりますけれども、その活動の結果として30年度3月から31年この2月までの人口の推移はどうなっているかお聞きします。

○住民課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

○住民課長（藤澤正司君） 5 番滝澤議員の昨年3月からの人口推移についてお答えさせていただきます。

平成30年3月から本年2月末までの住民登録人口の移動につきましては、昨年の3月議会において瀧澤議員よりご質問があった際にお答えをした人口は、30年3月1日現在で1,810人、726世帯となっておりました。本年3月1日現在の人口は、1,750人、60人減ということになっております。また世帯は7世帯減の719世帯となっております。

この1年の間の異動の要因でございますが、自然増減としましては、出生が6

人、死亡が 26 人で 20 人の自然減となっております。社会増減では、転入 30 人、転出が 70 人で 40 人の社会減となり、計 60 人の減少ということになっております。以上でございます。

○4 番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4 番（瀧澤龍一君） 結果がこういうことで、昨年の回答の中で、28 年度自然減が 20 人社会減が 9 人で計 29 人の減少。29 年度は自然減が 18 人社会減 27、計 45 人の減少。30 年度は今度は自然減が 20 人社会減が 40 人、計 60 人の人口減少というこういったことです。自然減というところはほぼ横ばいというような状況なんです、社会減が非常に大きくなってきている。これが現実でございます。この辺の中からやはり今の背景その他の活動が的確であるかどうか、非常に難しい問題ではありますが、この辺のところをきちっと検討していかなければいけないと思います。時間が過ぎまして、婚活の状況については住民課長にお話を聞こうと思たんのですが時間がありませんので割愛させていただきますが、回答が来ていますので、その中では新しく取り組んだ長野県の結婚サイト登録状況は 0 と。それから結婚相談状況は課長と相談員で面談を数件している。それから婚活活動状況は相談員が一人辞めてしまってちょっと宙ぶらりんになってしまっている状況のようです。

全部含めてですけれども、今までの答弁聞く中でですね、やっぱり何度も言うようですが、生坂の良さをですね、全国に知らせる。都会に出向いてそこでいろんなこと、ここだけじゃなくて都会へ出かける。そこで行動を起こす。それからやっぱり呼び込んでここに連れてきて、ほんとに個々の良さというのは来れば良さは分かると思うんで何しろここに来させる。

そういったような体験とか、そういったものをどんどんやっぱり増やさないと、村の人たちがいろんな福祉お金をいろいろ使ってもらって住みやすくなっているのは実感をしていると思うのですが、住民の皆さんも、その良さを他所にどんどんアピールしてもらって呼び込んでもらうような、そんなこともどんどんしていかなないとこの現象は止まらないのではないかと考えます。そういった意味でちょっと気になるのはやはり、教育なんかいま非常にいいことをやっている子育て支援もいい。やまなみ荘もちゃんとしてきた、それから直売所もできた。この辺のところの情報どんどん表に出していくというには、今、一名の方が非常に、大好き隊で 1 名の方が頑張っているようですけれども、ちょっとその人のところが間に合わない状況になっているのではないかと感じます。要望が多くて、私一人ではできませんというような状況になっているのではないかと私は考えますが、やはり広告のデザイナーとか、あるいは総合広告代理店にいたとか、デザイン事務所で働いていたとか、あるいはホームページの作成の技能者みたいな。そういった人をぜひ追加してはどうでしょうかというのを村長に提案しますが。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、お答えをいたします。一人情報発信の生坂大好き隊員がいるわけですが、ちょっと仕事が滞っている部分もあったり、私的にはもうちょっと発信していただきたいなあというのが考えてございまして、フェイスブックまたラインも立ち上げてはいただいたんですが、もう少し村外的な情報発信も必要であると私も感じておりますので、もう一人情報発信の地域おこし協力隊を募集してみたいいい人が来ればいいなと考えておりますので、さっそくホームページにアップしてみたいと思います。以上答弁いたします。

○4番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○4番（瀧澤龍一君） なかなかいい人はいないかもしれませんがいい人材が見つければいいんじゃないかと。こちら辺がやっぱり一番ちょっと劣っているというか、長野県が全体がそういうところがあると思うのですが、アピールするそういったことをしっかりやっていければと思います。以上を持ちまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（平田勝章君） 次に、1番望月議員。【午後2時16分】

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） 議員番号1番の望典子です。通告に基づき質問させていただきます。今回は、大日向地区の県営中山間経営総合事業の果樹園について二つ質問いたします。私は農業はしておりません。以前、のらのら塾に入門して体験しましたが、向いていないと実感して辞めました。でも、最近若いブドウ農家の人たちと親しく話をするようになり、彼らを応援したいと思うようになりました。生坂を選んで移住してきた人たちはこれからの村にとって重要な担い手だと私は思っております。

大日向のブドウ園は整備もほぼ終わり、去年植え付けた苗木も順調に育っていると思われます。これからいろいろな作業が始まると思います。そこで最初の質問です。これから必要になってくる機会、設備等の補助援助をどのように考えておられるのかお答えいただきたいと思います。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（松沢昌志君） 1 番望月議員のご質問にお答えをさせていただきます。大日向地区の果樹園における設備、機械等の補助、援助についてというご質問でございますが、大日向南平の圃場整備につきましては、工事はほぼ完成しまして、後は舗装工事等を平成 31 年度にかけて実施する予定であります。また、ぶどう栽培の設備につきましては、ブドウ棚、灌水施設を国の地方創生推進交付金や、県の産地パワーアップ事業等を活用いたしまして、これまで整備を進めてきております。電気柵につきましても、県営中山間総合整備事業で設置をしておりまして一通りの整備は済んでおります。

農業機械に関しましては、頻繁にいたします乗用草刈り機につきましては、研修期間中に就農予定者らが、個々で整備をしております。また、スピードスプレーヤー等の消毒車等の高額な機械に置かしましては、農業公社の農業機械リースを活用しながら、将来的には、補助事業を活用して新規就農者による共同での整備等も視野に入れながら対応を検討していきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1 番（望月典子君） 今の答弁に、二つ三つ再質問をさせていただきます。まず、モア、それとスピードスプレーヤーの販売価格を教えてくださいたいです。出きればスピードスプレーヤーのリース代も教えてくださいたいと思います。それともう一つ、栽培の技術、機械の操作等はどの部署のどういう立場の人が就農者に教えていらっしゃるのでしょうか。それも質問したいです。以上よろしくお願いします。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（松沢昌志君） それでは、只今ご質問いただきました事項にお答えをさせていただきます。まず、モア、スピードスプレーヤーの機会の代金ということでございますが、乗用用のモアにつきましては、80 万から 100 円だったと私は記憶しています。スピードスプレーヤーにつきましてはすいません調べてありませんでした。申し訳ございません。リース代につきましても、後程ご返答させていただきます。それと栽培技術におきま

して、どの部署でどの立場の人が教えているかということでございますが、こちらにつきましては、農業公社の方で研修制度嫉視しておりまして、農業公社職員の方で技術を教えております。以上で答弁いたします。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） スピードスプレイヤーを将来的には補助事業を活用して新規就農者が共同での購入ということも視野に入れていとおっしゃいましたけれど、この補助事業というのはどういうものでしょうか。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（松沢昌志君） ご質問にお答えさせていただきます。スピードスプレイヤーの補助事業でありますけれども、今現在考えておりますのは、産地パワーアップ事業などを活用してということで考えております。ただこの事業を使うにあたりまして、5名以上という要件もございますのでそれをクリアした段階でこの事業を導入していきたいとは考えております。以上答弁いたします。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） 最初の質問は、これで終わらせていただきます。次に二つ目の質問ですが、大日向地区の果樹園における今後の将来展望をどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番望月議員の質問にお答えをいたします。大日向地区の果樹園今後の将来展望というご質問でございますが、現在、農業公社では5名の新規就農研修生を受け入れており、今年1名が定住農家として大日向地区での経営を開始をするほか、4名についても研修課程修了後、順次、大日向地区で葡萄園をそれぞれ展開をしていく予定としております。

同地区内では、生産組合の発足を予定しており、今後は、経営農家が整い次

第、組合を中心に方針が決定されるものと考えているところでございます。

大日向地区は、国道からも葡萄園が見える環境であり、直売所を視野に入れて、展開していくことが見込まれますが、観光農園の営業は人手の確保も必要となりますことから、農園経営については農家それぞれの考え方や家族構成等により経営方針も異なってくるものと考えております。農家の状況に応じて今後調整していきたいと私は考えております。以上答弁いたします。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） 先ほどの答弁の中で、1 名が定住農家として大日向地区での経営を開始されたとおっしゃいましたが、この農家は、確か就農者制度は3 年だと思うのですけれども、その3 年で独立されたと受け取ってよろしいのでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えをいたします。4 月から定住農家として、大日向地区で経営を開始するわけですが、前から大日向地区で生活をしておりまして、少しの間いくさか大好き隊員として農業に従事をしまして、その後3 年間新規就農研修制度を行いまして、3 年で、この3 月いっぱい卒業をして新規就農者として生活をしていくということでございます。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） 今の質問に捕捉する形でお願いしたいのですが、新規就農制度は3 年、でこの方は前に大好き隊として3 年の経験があって6 年かかってらっしゃるということだと思うのですが、たとえばこの3 年という制度を活用始められた方に、3 年で独立できなかった場合の何か救済はあるのでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えをいたします。当の彼は大好き隊員で3 年で

はなく途中で来られて3年は立っていなかったと思います。その後新規就農制度はしっかり3年研修をしまして、今度独立をするということでございます。今まで3年間で新規就農研修制度を卒業されて生計を建てられた方がほとんどでございます。その後3家族、4家族でしたか離農、要はこちらの方で農業続けられなくて、いろいろなご事情でやめられた方もおいでになることは確かでございますが、いま就農制度もございまして、青年給付金準備型と開始型というものがありまして、開始型は5年間、年間150万円国から頂けることになっておりまして、すごく農業をやっていくうえでも、国としても補助事業がございまして、そちらの方も活用しながら、今卒業生は農業をブドウを栽培しながら生計を立てているところでございます。以上でございます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） 今の説明で生坂村の制度は3年ですけれども、あとは国の準備制度ともう一つ5年の制度を使っていけば可能というふうに受け取りました。それともう少し将来のことなんですけれども、皆さん就農者は独立をして経営をして生計を立てていかれるわけでありましてけれども、経営者技術者としては公社とかいろいろ勉強させていただいていると思うんですが、経営者としての勉強はどういうふうになっているのか知りたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えをいたします。新規就農研修制度の中3年間に栽培方法以外にも経営的な研修も受けておりまして、やはり3年間農業公社がその方にある程度の園を任せて栽培をさせております。その栽培をしたものを研修生が販売をしながら経営のことも考え、その販売がJAさんを通すのか、直接インターネットを使って販売をするのか、観光農園にしていくなのか、それは就農者が今後考えていく、そのために研修制度がございまして、経営関係についても研修制度の中で勉強をしております。以上でございます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） 例えば、公社としてより有利な販売先を開拓するとか、繁忙期の人手の確保をするために援助をするとか、そういう活動は公社の方で支援していただけるのでしょうか。就農者に対してということです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 農業公社として相談に乗っていることは当然だと私は考えておりますし、就農者も独立したばかりだとわからない点も3年研修しただけではあると思いますが、有利な販売先また人での各話についても相談には乗りますけれども、ここに就農した方が自分で努力をして、有利な販売先を見つけたり、わざわざ商談に行ったりしていることも私知っておりますので、そうやって努力して生活していくように、当然、農業公社は側面から支援をしております。相談にも乗っておりますので、そうことがございましたら農業公社また振興課の方にもご相談をいただければと思います。以上答弁といたします

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） 大変参考になりました。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（平田勝章君） これより私が一般質問を行いたいと思いますので、進行を副議長に変わりたいと思いますが、ここで休憩したいと思います。再開は2時50分とします。

○議長（瀧澤龍一君） 議長を交代いたしました。再開いたします。一般質問を続けます。次に、6番平田議員。【午後2時50分】

○6番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 6番議員の平田です。当村のがん検診の状況と検診健康診断の受診率についてを質問させていただきます。

生坂村では村長の政策方針として4つの政策方針を上げており、その一つに福祉の村づくり事業として健康寿命の延伸による健康な暮らしの継続を図るとあります。当村では、特定検診健康診査やがんに対する検診、健康診査が行われておりますが、その中でがんの特化した質問をさせていただきます。日本では国民病といわれる3大疾病は、主にがん、これは悪性新生物というそうです。急性心筋梗、塞脳卒中とのことです。これらの病は入院期間も長くなり療費も高額になる恐れもあります。発症要因には遺伝的な遺伝子によって病気に

なる可能性もありますが、運動不足、ストレス、飲酒など毎日の生活の積み重ねによって引き起こされることも原因の一因とされております。これらの病気は自覚症状がなく、長い年月を経てから症状が現れるのが特徴といわれおり、日本人の食の欧米化が進み、魚や野菜を食べる量が減り代わりに肉食が増えていることも原因として挙げられており、野菜の摂取量が少ないと生活習慣病のリスクが高まるといわれています。食生活ががん発症原因の30%にも関わっているともいわれています。

そこで最初の質問ですが、当村におけるがんの患者数は人口に対する罹患率の割合はどのくらいでしょうかについて質問をいたします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは6番平田議員の当村の罹患数と人口に対する割合についてお答えいたします。まず初めにお断りをさせていただかなければいけないことがございます。当村の罹患数、人口に対する割合についてですが、健康福祉課で把握できるレセプトの疾病状況は、国保に加入をしている方の把握しかできておりません。自治体ごとの罹患者数、レセプト件数を把握する手段は現時点ではございませんので、国の動向というところで答弁とさせていただきたいと思います。

国では、2016年より「全国がん登録」が始まっています。日本でがんと診断されたすべての方のデータを国で一つにまとめて集計・分析・管理する仕組みでございます。居住地域にかかわらず、どこの医療機関で診断を受けても、がんと診断された方のデータは、医療機関から都道府県を通じて国に集められ、データベース化されております。

全国の罹患数は、2016年が最新データとなっております。上皮内がんを除く全部位の罹患者数は、99万5,132人。累積罹患率は0歳～74歳で男性39.9%、女性29.2パーセント、総数34.2%となっております。

部位別にみますと、男性において罹患が最も多かったのが、胃がんで92,691名、16.4%、次いで前立腺がん98,476名、15.8%、肺がんで83,790名、14.8%の順でございます。次に、女性において罹患が最も多かったのが、乳がんで94,848名、22.1%。次いで大腸がん68,476名、16.0%。胃がん41,959名、9.8%。肺がん41,634名、9.7%の順となっております。

最近医療の分野で特に重要視されておりますのが、若年層の乳がんの方が非常に増えているということでございまして、こちらの方は全国的にも危惧されている状況でございます。以上答弁とさせていただきます。

○6番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） はい、平田議員。

○6番（平田勝章君） 今、がんは全国的に二人に一人ががんといわれている状況の中では、全国での累積罹患率は0歳から74歳で男性の場合は約40%女性では29%その場合では低い数字だと思います。そこで次の質問でございますが、全国的に数値が低い中で、当村の受診率の実態について質問したいと思います。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、当村の受診率についてお答え申し上げます。村では6種類のがん検診を実施しております。村で実施しますがん検診は社会保険加入の方も受診することができますので、受診率の分母は対象年齢の全住民の方を対象に計算をしております。そのため、社会保険の人間ドック等でがん検診を受診された方につきましては把握できておりませんので、実際よりは低い受診率であることをご了解いただきたいと思います。平成30年度に実施しました村の集団検診の受診率については、胃がん検診で3.7%です。こちらは年々低下傾向にあります。

大腸がん検診は、15.1%で、近年の受診率に大きな変動はありません。

肺がん検診は、19.9%で、30年度は過去5年間で一番高い受診率でした。

乳がん検診は、12.1%でやや低下傾向にあります。ただ、個別検診として、平成26年度から医療機関で受診する際に利用できるクーポン券を一部の年齢の方を対象に交付し、平成30年度には年齢要件を取り払い、集団検診と同額の自己負担額で実施したところ、30名以上の利用があり、村が把握している受診者数は増加にありました。

子宮がん頸がん検診は5.8%でやや低下傾向にありますが、乳がん検診と同様にクーポン券を発行しており、村が把握している受診者数は増えてきております。

前立腺がん検診は、11.4%で、近年の受診率に大きな変化はありません。

過去5年間で、村の集団検診を受診してがんが発見された方は10数名いらっしゃいました。以上答弁とさせていただきます。

○6番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 部位別では受診率は低下傾向にあるものの、受診者数が増えているものもあるとのことですが、全体としてはまだまだ受診者数が低いと思います。また、集団検診を受診されてがんがはっけんされたかたが10名ほどいたというのは早期発見ができたということで良かったと思っております。

ます。また、集団検診は安い金額で受診ができますのでぜひ大勢の人が受診を受けてほしいと思います。そこで、次の質問でございますが、次のがんの種類によって男性では、肺がん、胃がん、大腸がん、肝臓がん、すい臓がんなどがありますし、女性では大腸がん、肺がん、すい臓がん、胃がん、乳房がんなどとなっておりますが、当村のがんの部位別状況というのは分かるのでしょうか。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは当村のがんの実態について答弁させていただきます。再度申し上げあげます。村で把握できる患者様につきましては、国保に加入されている方のみということでご了解をいただきたいと思います。平成29年から30年度に医療機関を受診しており、かつ、がんの疾病名がレセプトにあった方は36名いらっしゃいました。がんの治療目的の受診とは限らないということをご了解いただきたいと思います。

その中で、部位別は大腸がんの方が6名、膀胱がんと肺がんがそれぞれ5名、その他胃がん、乳がん、肝臓がん、腎臓がん、前立腺がん、甲状腺がん、子宮がん、悪性リンパ腫、白血病がそれぞれ1名弱ということで続いております。以上答弁とさせていただきます。

○6番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 次の質問の質問に移りたいと思います。今がんは早く発見できれば決して怖い病気ではないといわれておりますけれども、受診率向上を目指す考えと、今後の取り組み内容について質問したいと思います。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、がんの受診率向上を目指す今後の取り組みについて答弁をさせていただきます。

女性のがん検診におきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、医療機関で受診できるクーポン券を発行させていただいており、このクーポン権を発行したことで予想以上に受診をされる方が増加してきております。30年度におきましては、20歳代の方が10名ほどこちらのクーポン券を使ってがん検診を受信をしていただいております。特に、この20代の方は集団検診の利用はほとんどなかったわけですが、クーポン券を発行するようになりまし

たら、利用する方が多く見られるようになりました。今後も、この形態が定着していくことで、受診率の維持・向上が期待できると考えます。

胃がん検診の受診率低下を先ほどご説明をさせていただきましたが、要因としては、現在はバリウムを飲むレントゲン検査のみで実施をしておりますが、内視鏡検査を希望する方が増えてきたこと。また、高齢化によりレントゲン検査が負担になる方が増えたためと考えられます。また、それによって受診者数が減少し、検診会場や日数を限定せざるをえず、住民の皆様におきましては利便性が低下して来てしまっているということも要因の一つとして考えられます。

受診者や住民の皆様のニーズとしては、内視鏡検査導入を求める声が毎年聞かれておりますが、近隣の自治体において先行事例がないため、検討を進めることが難しい状況にあります。

平成26年度から「生坂村がん検診推進事業」におきまして、特定の年齢の方のがん検診受診料を無料としてきました。無料受診をきっかけに、継続受診につながって欲しいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○6番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 再質問したいと思います。女性のがん検診で医療機関で受診するためのクーポン券の利用が増えているとのことですが、乳がん検診、子宮頸がんに限ってクーポン券が利用できるのでしょうか。また、肝炎ウイルスについては、厚生労働省で進められている肝炎対策強化事業により40歳以上の方で、なおかつ5歳刻みの方は無料でできるということでしょうか。それが一つです。また、この他にも村の集団検診の受診料は700円とか1,000円とかというふうに安く受けられるようになっています。これについても40歳とか50歳は無料で受けれるかどうか。また、この年齢では社会保険でも村の補助事業として受診できるのでしょうかについて質問いたします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） ただ今の再質問についてお答えをさせていただきます。まず、最初の無料クーポン券の発行につきましてご説明をさせていただきます。無料クーポン券を現在発行しておりますがん検診は、乳がん検診、大腸がん検診子宮頸がん検診この3つのがん検診につきまして無料クーポン券を発行させていただいております。過日、検診の申し込み表が皆様のお手元に届いたかと思いますが、無料検診方で該当になっている方はその旨通知の方に記載されてあったかと思いましたので、提出をされてしまったのですが、

お手元に残っている資料を再度ご確認をいただければと思います。なお、年齢につきましては、乳がん検診大腸がん検診が同じ年齢です。41歳、46歳、51歳、56歳、61歳この年齢に来年度達する方は無料でこの二つの検診を受けていただくことができますので、ぜひ多くの皆様の受診をお願いしたいと思います。

子宮頸がん検診につきましては、21歳、26歳、31歳、36歳、41歳。この皆様に無料クーポン券の方を全対象者にこちらから申し込みをしてくださいということで担当の方からご通知をさせていただいてございますので、今後お手元にそのような通知が届きましたら、ぜひ健康管理センターの方にご連絡をいただき、こちらの無料クーポン券をご利用いただいて、無料でがん検診を受けていただきたいというふうに考えております。

次に、肝炎ウイルス検査でございますが、こちらの方は8月と11月に健康管理センターで実施をいたします集団検診の際にこの肝炎ウイルスの検査を実施をしてございます。こちらは大腸がん検診と同様の41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の方が無料で受けられるようになってございます。なお、負担をしていただく金額でございますが、100円という金額となっておりまして、非常にご利用いただきやすい金額となっておりますので、ご希望される方はぜひ受付でその旨言っていただければ、血液量を多くとるということではなく、通常の血液量で項目を1項目増やすだけのことでございますので、ぜひ多くの皆様に受診をしていただきたいというふうに考えております。

それから最後の再質問かと思いますが、社会保険加入者も村の健康診断を受けられるのかというご質問だったかと思いますが、こちらもちろん、村でやる健康診断を受けていただくことは出来ます。それにつきましては、それぞれ所属の社会保険から受診券というものを発行していただきまして、その受診券を村に持ってきていただいて受診をしていただくと。一部負担を社会保険の方に請求を上げる、とそんな仕組みになっておりますので、受診券を発行していただいて持ってきていただければ村で検診が受けられますので、ぜひ多くの皆様に検診を受診していただきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○6番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 次の質問に移りたいと思います。がん患者への当村の連携内容について質問したいと思います。患者さんのケアについてはお医者さんや訪問介護をはじめケアマネやヘルパーの皆さんとの連携が重要になると思います。当村における患者さん本人やその家族を含めて、今後どのように社会の中で生きていくかなど難しい問題があると思いますが、健康福祉課の対応はどのようにかかわっているのでしょうかについて質問させていただきます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、がん患者への当村の連携内容について答弁をさせていただきます。患者への指導にあたり医療機関との連携ということでございます。治療への指導的立場にあるのは当然、医療機関でございます。治療については住民の皆様から健康福祉課へ相談がありましたときには、保健師の方で対応させていただいてございます。なお、がんのステージによりまして、ご自宅での生活を支援させていただくために、介護認定が必要な場合期おきましては、病院等に保健師がお伺いさせていただく中でスムーズにご自宅での生活ができるように支援をさせていただいております。

また、村で受診をしていただきましたがん検診で要精密検査となり、その後がんと診断されていた場合ですが、保健師が個別に本人様に連絡を取り、状況の確認と今後の治療等について相談させていただいております。以上答弁とさせていただきます。

○6番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 当村では困ったときの対応は、現在3人の保健師が対応してくれております。実際に人口が今1,750人くらいですかね、杣中で3人の保健師ということで、小回りの利いた対応ができていないのかと感じております。そこで次の質問なんですが、がん患者本人の心のケアというか、精神的な不安が多いということになりますけれども、当村の対応はどのようにかわっていくかについて質問いたします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、がん患者への心のケアの当村としての対応について答弁をさせていただきます。がん患者様のケア、社会復帰につきまして、ご相談があった場合には保健師の方が対応させていただいております。患者会など当事者や家族の交流は、同じような体験をしたもの同士だからわかりあうことができ、心のささえになる場所でございます。がん診療連携拠点病院、近くでは北アルプスあづみ病院、相沢病院、信州大学病院等が拠点病院としてなっております。それらの病院には患者同士の家族会というものがございますので、そちらの方を紹介をさせていただいております。本来

村で実施いいのではありませんが、非常に実施することが難しいというのが実情でございます。理由といたしましては、村民同士の距離が非常に近くまた病気がデリケートな話題でございますので、なかなか安心してお話をいただくというのは難しいことが想定できるためでございます。ただ、「同じ病気で苦しんでいる人はこの村の中に他にいますか」という質問をされることが度々ございます。そのようなときには先ほどお話ししました、拠点病院の患者会の方を紹介させていただくということにとどまっております。

がんによりまして精神的な落ち込みが見られる場合や、入院や治療にあたって家族のバランスを家族内で保つことが難しい場合、金銭的な課題がある場合など、保健師や社会福祉士が介入して調整をとり、必要な福祉サービスを紹介するなどして、継続した支援をご本人や家族に行っております。また、末期がんなどで日常生活を送ることが難しくなってきた場合には、介護保険の利用を進めております。

村では対象年齢の方全員の皆様に無料のクーポン券を発行したり、どなたでも医療機関で、村と同額の健診を受けられるなど、受診率向上に向けて対応をしております。先ほど平田議員からもお話がありましたが、1700人で保健師3名という非常に厚い配置を村長にさせていただいております。おかげさまで保健師の方かなり小回りの利いた活動ができているのではないかと考えておりますが、まだまだ不足の部分があるかと思っておりますので、お気づきの皆様はぜひ健康管理センターの方にご一報をいただければと考えております。今回平田議員にこのような場を設けていただいたことを非常に感謝しております。

今後、住民の皆様が一人でも多く、がん検診を受けていただき、ご自身の人生を豊かなものにしていただけることを願い答弁とさせていただきます。

○6番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 最後の質問をしたいと思います。がんが発症する原因は生活習慣病によるところが多いといわれています。最初にも説明しましたが、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒など食事についても魚や野菜を食べる量が減り代わりに肉食が増えていることも原因とあげられております。生活習慣病はがんの病気に限らずすべての病気に言えることであり、特定検診でも言われておりますので、一人一人が生活習慣病を見直すきっかけになれば当村の健康寿命がさらに図られることと思います。当村で行っている福祉の村づくりは、先ほどの話の中に保健師3人体制ということで、きめ細かにまた小回りの利く福祉の村づくり事業が売りであると感じております。しかし受診率はまだまだ低いと感じました。クーポン券の利用や無料検診そして、特定検診は格安で受診できますので、検診健康診査の受診率のアップは可能と感じましたが、再度健康福祉課長の見解をお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） ただ今の平田議員の質問について答弁をさせていただきます。平田議員が今おっしゃった通りでございます。村では食事指導のこと、それから運動につきましては「あるこう部」というものが定着をしてきております。そのような中で、住民の皆様の中にも大分歩くことについての意識付けをされている皆様が多くなってきているという風に感じております。日中訪問等で車で村の中を走っておりますと、あちらこちらで住民の皆様が一人で歩いている方、ご夫婦で歩いている方、お友達同士で歩いているかたという、本当に素敵な姿をたくさん拝見させていただいてございます。

今回このように質問を機会に住民の皆様お一人お一人が自分の健康に注目していただき、そして、自分の健康は自分で守るんだというそんなお気持ちを新たに持っていただく中で、健康福祉課の保健師がお手伝いをさせていただくことがございましたら、いつでもお電話をいただければ馳せ参じたいと思っておりますので、ぜひご一報をいただく中で保健師と一緒に皆様の健康づくりに努めていければ幸せだなあと感じておりますので、ぜひ平成 31 年度新年号になりますが、また新しく検診等無料クーポン検討も郵送をさせていただきますので、より多くの皆様に集団検診、がん検診、それから「あるこう部」と運動教室にも出ていただきながらご自身の健康にご留意いただきたいというふうに考えております。

○6 番（平田勝章君） 議長。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員。

○6 番（平田勝章君） 以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（瀧澤龍一君） 平田議員の質問が終わりました。ここで進行を議長と交代いたします。

○議長（平田勝章君） それでは一般質問を続けます。8 番、市川議員。【午後 3 時 23 分】

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8 番（市川寿明君） 8 番市川です。私は村長の政治姿勢を伺いたいと思

います。先月 20 日藤澤村政の 4 期目がスタートとなりました。自治体首長の在職 13 年目に入り、東筑の郡内においては最長となりつつあるのではないかと思います。したがって、郡村長会長をはじめとするいくつかの重責を同時に担うようになるのではないかと推測しているところでございます。いよいよ村内のレベルにとどまらず、広く地域のリーダーとしての尽力も求められる立場となっていくものと思います。それはとりもなおさず、1,750 人の生坂村民のみならず郡内 22,500 人余の住民の暮らしにかかわる理性者として評価を受けることにも通ずるわけです。そうした見地から国政が国民に直接与える施策、それらによる影響をどのようにとらえていこうとするのか、見識を養う必要に迫られてくるものと考えます。ですから今回私は国政の問題ですが、今大きな議論となっている二つの重要な視点について藤澤村長の姿勢を伺うものであります。

一つ目は、消費税の増税に対する問題です。安倍政権では、今年 10 月から消費税 10%への引き上げを実施しようとしています。このことにより低所得者ほど負担が重い消費税が、住民の暮らしを圧迫し自治体の財政や地域経済に振興な打撃を与えとの声が広がっています。消費税増税に対する村長としての受け止め方を伺いたいのですが、村内経済への影響、建設資材や農業資材の価格変動など、また村民の雇用や所得消費実態などから、生活観の認識はいかようにとらえていらっしゃるのでしょうか、まず伺いたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは 8 番市川議員の質問にお答えをいたします。消費税 10%への引き上げに関して、村内経済への影響や村全体の生活観の認識はということでございますが、消費税につきましては、消費税法が昭和 63 年法律第 108 号の施行により 3%から導入をされまして、平成 9 年には 5%に、平成 26 年に 8%に増税をされ、今年の 10 月 1 日から 10%に増税されることになっております。

この増税による影響につきましては、消費者の負担が増えて購買意欲が低減することや、中小企業への経営者にとっては消費税の負担が増えるため経営内容が悪化することなどが予想をされています。

このことから、村内への経済への影響につきましては、個人から建設業などの中小企業への発注の減少や、各種販売店への売り上げの減少等が考えられます。また、村営やまなみ荘や、活性化施設いくさかの郷の売上額にも影響するのではと考えておるところでございます。

村全体の生活観については、2%の増税により購買意欲が失せて個人消費の支出や低所得者の消費支出が減少する傾向が予想されると私は考えております。以上答弁といたします。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8 番（市川寿明君） 消費税は最悪の不公平税制であります。課税対象があらゆる生活必需品に及び所得の低い人ほど負担割合が高くなります。どんなに生活が苦しくても今 8%の税率が課されているわけであります。一方、富裕者は所得そのものが多く貯蓄や土地株の購入などの購入に回すため、消費税の負担割合が低くなります。高所得者に軽く低所得者に思い逆進性が消費税の特徴であるわけであります。

そこで、3 月、4 月すでに飲食料品値上げの発表が相次いでいます。しかも、業界ごとに主だった会員企業が横並びで値上げを発表し、値上げの実施時期がほとんど一致しているという一見不思議な現象にもなっているようであります。私どもの新聞赤旗での報道でありますけれども、例えば、この 3 月 1 日には日本アイスクリーム協会企業名が 6 社あますけれども、そろって値上げになります。4 月 1 日からは日本乳業協会個々の企業が 8 社ほどありますけれどもそろって値上げです。6 月にも全国清涼飲料連合会とか、食品工業協会いろんな食品が業界ごところぞって値上げをするという不思議な現象でありますけれども、この背景もたまたま 15 日の日に同じく報道をしておりますけれども、政府のけしかけ文書がある。それに発信源は財界だという報道であります。審議は人によっていろいろかと思えるかと思いますが、いずれにしても減少として 3 月、4 月には値上げが相次いでいるわけであります。共同通信が行った世論調査では増税に反対が、54.4%。景気回復を実感していないが、84.5%を占めております。2014 年の 8%の増税を契機とする深刻な消費不況の実態これを少し申し上げたいと思うのですが、総務省調査の実質家計消費支出は増税で急降下だと。増税前の 13 年度と比べ今も 1 世帯当たり年額 25 万円減ったままだと。一国全体の消費の動向を GDP 統計でみると実質家計表皮は増税前の 13 年の水準を一度も超えていないとの指摘を安倍首相も認めざるを得なかった。食環境もマイナスだと。こういった背景の下で 10 月に 10%に引き上げをするとなると消費がなおさら落ち込むのは必至だと考えるのは当然の認識ではないかと考えるわけです。そこで村長国に対してこういった感度での働きかけの意欲があるかどうかという点について伺いたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えをいたします。国に対しての働きかけの意欲の有無ということでございますが、消費税増税の対策として政府は、幼児教育・保育料の無償化、酒類を除く飲食料品や新聞などの消費税の据え置き、低所得者や 0 歳児～2 歳児の子どもがいます世帯へのプレミアム商品券の販売

や、中小小売店でのキャッシュレス決済に対してのポイント還元、マイナンバーカードの取得者に買い物ポイント、自動車や住宅の購入を減税や給付金の拡充で支援、防災・減災のための公共投資を増税後に実施し、需要減の緩和等の対策を検討しております。

また、当村の消費税交付金の社会保障分が今年度当初予算では、1,450 万円計上しておりますが、2%の増税によりまして960万円増えるように試算をしているところでございます。

このように、消費税の増税に対して政府が実施する施策や、消費税交付金の増額状況の結果、増税によって村内への影響結果を検証しまして、国に対しての働きかけが必要であれば、議員各位と一緒に働きかけをしてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8 番（市川寿明君） 今、いくつか消費税増税のメリッ的な部分を言われたと思いますが、これはもちろん政府の言い分でありまして、表面上は良く聞こえるんですが、例えばキャッシュレス決済によるポイント還元では、複数税率とセットになると買う商品、買う場所、買い方により税率が5段階。10% 8%、6%、5%、3%というふうな5段階にもなって混乱や負担不公平をもたらすことはもう必至だといわれております。この点でも世論調査でも国民の6割以上が反対しているわけです。また、懸念や不安という点では、売り上げの少ない店などはキャッシュレス決済に対応できない店が出てくるとか、カード会社に支払う手数料が、売り上げの5%から10%で大きな支出になる。また、商品が売れても現金がすぐに入ってこなくなって資金繰りが苦しくなるといったような声も出されております。

一方、プレミアム付商品券の発行も現金で買う分を商品券で買うわけで消費拡大の効果はないというふうな指摘をされているところであります。影響結果を検証していくに働きかけの必要があればという答えですが、今一見増税がされてから国に働きかけるといのように聞こえるのですが、実施になってからどういう働きかけが出来るのかちょっと疑問には思うわけです。やはり実施前に引き上げの中止を求めて声を上げていくことか重要ではないかというふうに思うわけであります。

そこで、ここにもう一つ新聞の記事を、題目だけでもわかると思うのですが、見出しだけで趣旨が分かるのですが、全国商工新聞という新聞ですが、地方経済打撃だと。岩手県では7自治体で増税中止意見書が採択されておりますし、首長や保守系議員もこれに賛同しているということで、住田町町長や滝沢市の市長の顔写真からコメントが載っているわけであります。消費税引き上げの影響を自治体や住民の懸念をどのように受け止めているか、その度合いが言動の違いに出てくる、現れるのではないかと思いますけれども、例えば消費税その

ものには反対ではないけれども、増税する時期が極めて悪い。あるいは最初から 10 月という時期ありきに疑問を感じているという声も結構多いわけでありま。多分皆さんもお機器のことと思います。村内業者の実態の把握、それから村全体の生活環の思いの掌握に努めていただいて、近隣の町村に働きかけて協議をしながら思いが同じであればやはり声を上げていくことも選択肢に入れた欲しいと願っているわけでありま。

今や全国知事会でも、これはちょっと対象が異なりますけれども、日米地位協定の乖離を求める停電を採択するとか、国民健康保険への財政支援拡充の確実な実行を求める要請を行うなど、真に住民の生活を脅かしている問題や暮らしに大きく負担となっている施策には力を合わせて国に対しても堂々と物を申す、いわば住民の暮らしを守る本来の地方自治体の役割を果たそうとする懸命な動きがみられるようになってきているというふうに私はとらえています。ベテランの域に入りつつある藤澤村長にもこのような観点も取り込んだ政治姿勢を期待するところでございますが改めていかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8 番市川議員の質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおりできれば消費税は上げていただかないほうが私もありがたいわけでございますし、村内の影響を考えてもそう考えるところでございますが、やはり、少子高齢化の進展を踏まえて社会保障費関係が、毎年度 5 千億から多い時には 1 兆円の社会保障費の伸びがございます。そういう中で幼児教育無償かというような少子化対策は安倍総理は国難といっているほど取り組んでいかなければならない、とういうものに 2%の消費税アップ分を充てるということでございます。その税金が不公平だというご指摘でございますが、それに対してもいろいろなご異論があつて仕方がないと私も考えているところでございますが、これだけの国の大きな借金がある中で、国民が次の世代にこの借金をなるべく残さないようにするには、ここで税金、消費税上げる時期も考えながら政府も動いている状況でございますので、私としては心情的には上げていただきたくはない訳でございますが、仕方がない部分があるということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8 番（市川寿明君） 消費税のアップはもう例えば 1997 年の 3%から 5%に上げるときにも明らかになったのですが、いわゆる消費税で銃乳が増えても結局片方で法人税をまけているわけでありまして、ちょっと古い資料であれな

んですが、1996年に90兆円あった総収入が2010年に5パーセント上げて法人税をまけている訳ですから総体が減っている訳です。ですから社会保障に回すというのは消費税上げる時のいつもの政府の口癖ですが、実態はやはりどこに使われているかわかりませんし、片方で法人税や大富豪からの所得税の税率も低くしてまけている訳であります。そうしたことによって、やはりちっとも借金が減らない。やはり税金の集め方、使い方の問題でありまして、そこをここであまり長く議論しても国政問題でありますのでなんですが、認識的には私はそういうふうにして、そういう意見も村長も耳にして検討していただきたいということでもあります。そこで二つ目の沖縄県民投票の結果に関してに移って伺いたいと思います。

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の是非を問う沖縄県民投票が2月24日投票され反対の票が投票総数の7割を超える43万4273票を獲得して県民は建設反対の強固な意志を改めて示しました。報道によるとこの投票結果を受けて玉城沖縄県知事は3月1日首相官邸で安倍晋三首相との会談をし投票結果を通知するとともに民主主義国家である我が国において直接示された民意は何よりも重く尊重されなければならないというふうに述べて建設計画の断念を求めたとのことでもあります。にもかかわらず、阿部内閣の下防衛相沖縄防衛局は投開票翌日の2月25日も工事を継続、3月4日には新たな護岸工事にも着手しました。こうした動向を見るにつけ住民投票の結果に対する対応を自治体との首長としてどのように感じているか藤澤村長の見解を伺いたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番市川議員の質問にお答えをいたします。沖縄県民投票の結果に関してということでございますが、2月24日に投開票されました米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設を問う県民投票では、「反対」が全有権者の4分の1を超え、有効投票の72％に達しましたが、全有権者では「反対」は4割に満たない状況でございました。

この反対票には、『日米安保反対』から『自然保護の観点』『普天間飛行場残留』まで、さまざまな意見が含まれているとのご意見もありますし、政府はこの結果を強く受け止め対応すべきとの意見も数多くございます。

私が村長として沖縄県住民投票の結果に関しての見識といいますか、考えにつきましては、2月24日の沖縄県民投票の結果、安倍総理の会見で「沖縄に米軍基地が集中をしている。この状況は到底容認ができない。沖縄の負担軽減は政府の大きな責任である。今回の県民投票の結果を真摯に受け止め、これからは基地負担軽減に向けて全力で取り組んでいく」ということを述べております。

現時点では、この安倍総理のコメントの内容についてどの様に取り組んでいくのか注視してまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8 番（市川寿明君） 安倍首相の言う「県民投票の結果を真摯に受け止め、沖縄の基地負担軽減に向けて取り組む」というのであれば、直ちに工事中止すべきなのに全く無視をしている。民意をこだわりにしない強権政治、どう判断するかということでございます。私はよく怒りを感じております。

住民投票というのは、他の事例で申し上げれば、皆さんご存知のように今大阪都構想の賛否を 2015 年の 5 月 17 日に行って、この住民投票の結果都構想に賛成が 49.6%反対が 50.4%ということで、反対票が多かった訳ですね。これで橋下市長は終えて政界を引退したと。大阪維新の会の江田憲司代表も辞任をしたという責任の取り方をしている事例があります。

またもう一方はイギリスで、EUからの残留投票というのがやはり行われて、これも 67%ということで反対的な意見も多く今もめているところでありまして、政府が強引に物事を進められずに今困惑をしているところではないかと思う訳ですが、やはり住民投票というのは大概、ワンポイントに絞った事案に対する明確な意思表示化結果となって現れる訳であります。その背景を精査なり検証的に分析するのは次の段階でやればいいことであって、結果をまず認め民意として最も尊重する姿勢で臨むのが第一だというふうに思う訳であります。

とりわけ、為政者はたとえ自分個人の意義に反した結果であっても最優先すべきは民主主義国家の基本的なありかたであって、リーダーの取るべき態度ではないかというふうに思うわけであります。ですから地方自治体の首長も然りだと私は思います。わが村では同様の差し迫った問題は抱えてはおりませんですけれども、基本的な見識としてどのように望む姿勢でいられるか村長の問題意識としてどう思うか改めて伺いたいと思いますがいかがでしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8 番市川議員の質問にお答えいたしますが、県民投票には法的な拘束力はないわけでございまして、政府は辺野古の移設を進める構えだということが掲載されておりました。また、県民投票が始まる前から共産党や社民党などをつくるオール沖縄の中には県民投票で辺野古を止めることは難しいという県議さんもいたということでございます。また、反対派全有権者の過半数どころか 4 わりにもみたなかったと。オール沖縄が目指した辺野古移設の圧倒的な民意が得られたとはいいいがたい。平成 8 年に行なわれた県民投票では米軍基地の整備縮小を支持する投票が有権者の 50%以上となったと

ということもございまして、今回の結果は見劣りする感は否めないというような掲載がございました。そういう点からいろいろなご意見があって当然でございまして、私としては政府の動向を注視し、私としてはこの県民投票の結果も政府としてしっかり受け止めて、沖縄に多くある米軍基地それについて政府としてしっかりした対応を取るべきだという考えはございます。以上答弁といたします。

○8 番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8 番（市川寿明君） 安倍政府は、選挙終わる前から結果はどうあろうと埋め立て工事は続けるんだと意思表示していた訳ですから、民意は関係ない。何と言おうとやるという強硬姿勢な訳です。そういう姿勢が組織の長としていいのかどうなのかということを今回問題にして伺った訳であります。何が悪いをここで論じるのは長く時間がかかってしまいますので、このくらいにしたいと思いますが、今回取り上げた国政の重要な事業でも本来の地方自治体の役割を果たすべく真に住民生活を守る主権者の民意を尊重するという基本的な姿勢の堅持で、時には国政であれ、県政であれ民意に反した事案であれば住民本位の言動を明確にアピールするなどこれまでに増した藤澤村政には4期目のベテラン首長として、これまでに増した寛容な心、懸命な広域のリーダー感覚を養っていただいてより成長発展を目指していただくように期待をして質問を終わりたいと思います。

○議長（平田勝章君） 以上で一般質問を終わります。次の本会議は、3月19日、火曜日、午後2時から再開し、委員長報告、採決等を行います。本日は、これにて散会いたします。なお、この後、議会全員協議会を開催しますので、第3会議室にお集まりください。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。苦労様でした。【午後3時54分】

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議長 早田 勝幸
署名議員 大 日 禰
署名議員 一ノ瀬 貞男

93

平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

12 日目

- ・ 委員長報告
- ・ 質疑・討論・採決
- ・ 14 日に追加された議案の質疑・討論・採決
- ・ 議事日程の追加
 - 議案第 21 号 副村長の選任について
 - 議案第 22 号 教育委員会教育長の任命について
 - 発議第 1 号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
 - 議員派遣の件
- ・ 閉会中の継続審査及び調査の申出

・ 委員長報告	4 P
一ノ瀬総務建経常任委員長	4 P
太田社会文教常任委員長	7 P
・ 質疑・討論	9 P
・ 採決	9 P
・ 14 日に追加された議案の質疑・討論・採決	11 P
・ 追加議案	12 P
・ 採決	14 P
・ 発議	14 P
・ 議員派遣の件	15 P
・ 継続審査の申出	15 P
・ 村長あいさつ	16 P
・ 閉会	18 P

平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録

平成 31 年 3 月 19 日

午後 2 時 00 分 開議

12 日目

…議事日程…

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		委員長報告
		質疑・討論・採決
3		14 日に追加提案された補正予算についての 質疑・討論・採決
4		閉会中の継続審査及び調査の申出
		閉 会

…追加議事日程 1 …

日程	議案番号	事 件 名
1	議案第 21 号	副村長の選任について
2	議案第 22 号	教育委員会教育長の任命について
		採決
3	発議第 1 号	地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
		質疑・討論・採決
4		議員派遣の件

出席議員（8名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 讓 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	宇 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	松 沢 昌 志 君
教 育 長	市 川 廣 美 君	健康福祉課長	山 本 か づ 子 君
総 務 課 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	藤 澤 正 司 君
会 計 管 理 者	山 本 雅 一 君	教 育 次 長	平 野 公 恵 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山 田 み か 君	書 記	中 山 茂 也 君
--------	-----------	-----	-----------

◎ 再 開 【午後 2 時 00 分】

○議長（平田勝章君） おはようございます。ただいまの出席議員数は、8 名全員です。定足数に達していますので、平成 31 年第 1 回 生坂村議会定例会を再開いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布してあるとおりであります。

◎ 日程 1 ・会議録署名議員の指名 【午後 2 時 00 分】

○議長（平田勝章君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、4 番、字引議員、5 番、瀧澤議員を指名いたします。

◎ 日程 2 ・委員長報告 【午後 2 時 00 分】

○議長（平田勝章君） 次に、日程 2、この 8 日に上程し、各常任委員会に付託しました、議案第 3 号と議案第 4 号の事件案 2 件、議案第 5 号から議案第 12 号までの平成 31 年度予算案 8 件、陳情 31 第 1 号、陳情 31 第 2 号の 2 件、合わせて 12 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。はじめに、総務建経常任委員長一ノ瀬議員。

○総務建経常任委員長（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○総務建経常任委員長（一ノ瀬貞男君） 総務常任委員会連合審査報告を行います。日時 平成 31 年 3 月 11 日 午前 9 時から、場所 第 3 会議室。

出席者 一ノ瀬、瀧澤、吉澤、平田。社会文教委員 4 名。説明者 総務課長、振興課長、振興課長他職員 4 名です。

本議会に付託された事件は 3 月 11 日に総務建経常任委員会を開催し、総務課関係と振興課関係について、細部にわたり説明を受け慎重審議の結果それぞれ行い次のとおり決定しましたので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

議案第 3 号 生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について 全員賛成可とすべきと決定

議案第 4 号 村道路線の認定及び廃止について 全員賛成可とすべきと決定。

議案第 5 号 平成 31 年度生坂村一般会計予算 総務課関係全員可とすべきと決定。振興課関係について全員賛成可とすべきと決定。

議案第 6 号 平成 31 年度村営バス特別会計予算について 全員賛成可とすべきと決定。

議案第 8 号平成 31 年度生坂村簡易水道特別会計予算について 全員賛成可とすべきと決定

議案第 10 号平成 31 年度生坂村農業集落排水特別会計予算について 全員

賛成可とすべきと決定

陳情 31 第 1 号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨にもとづいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情」について 国の防衛に関する問題でありさらに慎重な議論が必要との意見が出て、採択の結果全員一致で継続審査と決定しました。

陳情 31 第 2 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情」について 最低賃金の改善と中小支援の拡充は良いことであるという意見が出て、採択の結果全員賛成で採択し意見書を提出すると決定しました。

次に審査の経過について主なものについて報告いたします。

議案第 3 号 生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について、山清路の郷資料館の有効活用が必要との意見があり、金戸山百体観音や山清路の遊歩道と一体的に観光発信をしていきますとのことでした。また、カフェの有効活用については、3 月 24 日の宇留賀区の総会で地区に説明しますとのことでした。キャンプ場については水道料等使用料はどのようにしていくのか質問があり、今後維持費については村で検討していくとのことでした。

議案第 4 号 村道路線の認定及び廃止について、この議案はいくさかの郷の道の駅駐車場造成に関し、村道東 3 5 7 号線と村道東 3 5 9 号線の路線変更に伴い議会の議決を求めるものであります。

議案第 5 号 平成 3 1 年度生坂村一般会計予算について この議案は歳入歳出予算の総額を 18 億 7,800 万円とする予算で昨年度比 8,100 万円の減少となっています。総務課関係の質疑で、災害発生時にどの程度の財政調整基金が必要かの質問で、標準財政規模の 10～20%の基金約 4 億円が妥当であり、基金が多いと交付税が減少されるのでバランスが必要で、今後水道のインフラ整備等の目的基金を検討していくとの説明でした。

次に、会計年度任用職員制度についての質問があり、国の指針により 32 年度より臨時職員の対応基準を定める新しい制度であるということの説明がありました。

次に、公共施設等個別施設計画制定についての質問で、小中学校、公民館などそれぞれの重要性、利用状況、今後の活用状況など約 80 施設を調査し、修繕方針を検討する資料で、今後老朽化施設検討委員会等で公共施設の方向性を検討していくとの説明でした。

次に、池田町営バスの新田バス停設置要望があり、池田町に申し入れるとの説明がありました。E S P サービスに関する質問で、E S P とはエネルギー全般の受け入れ業務で電気料の自由化に伴う委託料であり、6 施設の電気料を 200 万円ほど削減できるとの説明がありました。

次に、地区への交付金の割合はどのようにしているかの質問で、均等割り 9 割個別割が 1 割で、防犯灯の電気料 2 万円は上生坂以外の区に交付していると説明がありました。

次に、消防関係について、役場庁舎の非常用電源についての質問があり、デ

イーゼル発電により役場全体の電源を賄い、軽油 90 リットルで 2.4 時間の発電が可能との説明がありました。また、交付金事業がないために、緊急防災減災事業債で整備するとのことでした。消火栓や格納庫、ホース等の点検に質問があり、消防団が春と秋の火災予防週間に点検を実施して、分団長会議で報告を受け対応していきますとの説明でした。

次に、村営バスに関する説明があり、北安観光タクシーが廃業し、4 月から南安観光タクシーが入札し運転手は現行のとおりですとのことでした。バス・タクシー業界は人手不足のため、公共交通の広域化について松本広域連合で研究が必要ではとの質問で、来年度から公共交通の広域化を研究することになっていますとの説明がありました。

次に、振興課に関する部分の質疑では、農業公社の運営補助金の内容についての説明を求める質問で、派遣職員の賃金、農業換地補助、公社運営経費、農地の管理の予算書を査定し、予算計上しているとの説明がありました。次に中山間地直接支払の支払い方法についての質問で、今年度の農地の管理田畑の面積傾斜等の実績により事業費の実質支払いをしているとの説明がありました。また、パイプハウスの建設場所は決定しているのかの質問で、6 つ域から要望があり、土壌検査を行い、元気づくり支援金の交付が決まれば 3 つ区を指定したい。とのことでした。また、次回からは必要経費は予算計上していきますとの説明がありました。県営中山間地総合整備事業の用排水路の整備箇所については、設計図面が出来上がってきたら地元の説明してほしいとの要望がありました。また、県営中山間地総合整備事業は、地元負担金額を地元説明してほしいとの要望がありました。

次に、宇留賀区才光寺の工事が遅れているのではないかととの質問で、測量は 4 月に行い 6 月に設計契約を行い工事は 10 月に着手する計画であるとの説明がありました。

次に、商工会の補助についての要望書が出ている雅との質問で、話し合いの結果例年通り計上しましたとの説明がありました。

次に、山清路遊歩道に関する質問では、現在通行止めになっている兼同路線の歩道補修を行い、村道路線にして、遊歩道にしていく計画であるとのこと、原稿の山清路橋は通行止めとなりますとの説明がありました。

次に、工事請負費の内容に関する質問で、関矢下から卒倒坂の工事内容はとの質問があり、山側の水路にかぶせる水と改修工事を行ない、緑色に舗装してスクールゾーンとしますとの説明がありました。

次に、定住促進住宅建設については設計ができ次第議会に説明する様にとの要望がありました。

次に、地区要望の予算についての質問は本年度は昨年秋に現地調査を済ましたので、当初予算額を 2000 万に倍額し、地区要望に早目に対処していきたいとの説明がありました。大倉地籍の通行止めに関する質問で、昨年より工事を行っているが、崩落による土留、テトラポットの護岸工事など 1 年間は通行できないとの説明がありました。中村団地の急傾斜対策工事はどのようになっているかの質問で、来年度は調査設計を行い次年度 32 年度に工事を着工する予

定との説明でした。簡易水道特別会計についての質疑で、配水池の清掃の頻度についての質問があり、配水池は村内に 25 か所あり 10 年に 1 回くらいの頻度で清掃を行っているとの説明がありました。

次に、水道管の布設替えについての質問で、上下水道を小さな村で運営することは厳しいので、国に働きかけを行うこと。また、現状の工事は簡水債 50%、過疎債 50%とで全部借金であり、国に交付金事業を創設していただきたいとの要望がありました。以上をもちまして、審査の結果を申しあげまして総務建経常任委員長報告といたします。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） なければ次に、社会文教常任委員長太田議員。

○社会文教常任委員長（太田 譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○社会文教常任委員長（太田 譲君） 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長平田勝章殿、社会文教常任委員長太田譲。

3 月 8 日の本会議で社会文教常任委員会に付託された予算関係 5 件の案件について、12 日に委員会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。

社会文教委員会はこの 12 日 9 時から 4 名全員が出席し開催しました。村長に出席いただきまして、説明者には教育長、教育次長、住民課長、健康福祉課長、園長、関係係長 6 名から、詳細に説明を受け慎重審議しましたので、以下順次その結果をご報告いたします。

まず、議案第 5 号平成 31 年度生坂村一般会計予算、社会文教常任委員会関係部分について全員賛成で可とすべきと決しました。

主な意見を申しあげます。教育委員会関係では、保育園で、来年度の臨時保育士の体制はどのようになっているのかという質問に、嘱託保育士が 4 名、フルで入ってもらっているパート保育士が 1 名、里帰り出産等で利用とされる一時保育がすでに頼まれており、未満児の子どもなので専属で 1 名を 80 日ほど見込んでいます。その他土曜日保育も受けており、2 名体制で引き受けるという決まりもあるので、今いる先生の普段の休みにも対応できるように確保しているとの回答でした。また、給食のアレルギー症状の強い園児もいるようだが、その対応についてどうなっているのかという質問に、最初にアレルギー対応の食事を作り、しっかり分けて保管して対応しているとの回答でした。

子育て支援センター関係では、火災報知機の工事請負費の関係で、宿泊する場合という説明があったが、宿泊とはどういう内容で頻度的にはどの位を予想しているのかという質問に、事業として本年度要綱を設置して子育て短期支援事業としまして、内容は、保護者の方が冠婚葬祭や育児不可などで預けるときの、

あつてはならないが虐待が見受けられるときには子育て支援センターで一時的に預かったりする。それを 24 時間体制で行うとの回答でした。

学校関係で、中学生生徒のバス代補助は距離で判断していると思うが、さほど変わらない距離で補助か受けられない生徒がいるので、見直しの時期が来ているのではという質問に、何回か見直しをしてきている経緯はあるが、今後検討していくとの回答でした。

健康福祉課関係では、今年補正で計上したトリニティケアクラウドの進行状況はという質問に、12 月補正で計上して現在試験的に実施している。3 月いっぱいでは検証が終わるので、行政、議会、医師で 4 月に検証したい。それでよいシステムということになれば 10 月に申請をし、32 年度からの運用になるとの回答でした。

次に、議案第 7 号平成 31 年度生坂村福祉センター特別会計予算 全員賛成で可とすべきと決定しました。

主な意見を申しあげます。寝具のリース期間はという質問に、31 年度に期間が満了するので新たに更新しますが、現在の使われている羽毛か、流行りの薄い素材にするか検討しているとの回答でした。また、喫煙スペースについて今のままでは対応できなくなるので検討していかなければならないとの回答でした。また、新たな集客に向けたアクションはという質問に、なるべく経費を抑えてやれることを模索している。例えば、ホームタウン契約をした松本山雅 F C を活用して、グッズをもってきたお客様はサポーター割引や、アウェイ客を対象として宿泊プラン等前面に出してやって行きたいとの回答でした。

次に、議案第 9 号平成 31 年度生坂村国民健康保険特別会計予算 全員賛成で可とすべきと決定しました。

主な意見を申しあげます。療養費というのはどのようなものが対象となるのかという質問に、療養費は整骨院や針灸が対象となり、今は訪問マッサージなども保険請求できるようになっています。との回答でした。

次に、議案第 11 号平成 31 年度生坂村介護保険特別会計予算 全員賛成で可とすべきと決定しました。

主な意見を申しあげます。国庫支出金に調整交付金とあるが、調整とはどのようなシステムかという質問に、高齢化率や所得状況等実情に合わせて国の方で 2%、5%、8% というように決めてきて、生坂村は一番高い 10% の調整交付金をもらえるようになっています。との回答でした。また、介護保険の運営が厳しいと聞くが、実際足りなくなった場合にはどこから補てんするのか、という質問に、介護保険は本年度基準額 1,000 円上げて改定したが、今までの安くしていたため 1,000 円以上上げられなかった経緯がある。第 8 期までは変更が出来ない決まりがあるので、足りなくなった場合には一波会計からの繰入が出来ないため、最終的には県の方から借り入れをし、第 8 期の保険料に反映させて返していくようになる。これからは介護予防に力を入れて少しでも給付費が抑えられるよう検討していく。との回答でした。

家族介護元気回復事業で、今年度は何件くらい案内を出していますかという質問に、在宅で介護をしているところに出していて、本年度 70 件ほど出して

いる。今年は認知症初期集中支援チームに来ていただいている認知症の専門医に来ていただき、ご家族の方とお話をしていただく場を開催し 10 名ほどの参加希望者が来ている。との回答でした。

次に、議案第 12 号平成 31 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算 歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,050 万円とするもので、特に意見はなく全員賛成で可とすべきと決定しました。

以上、審査の結果と経過を申し上げまして、社会文教常任委員長報告といたします。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

◎ 討 論 【午後 2 時 25 分】

○議長（平田勝章君） なければ次に、討論に入ります。ただ今、委員長報告のありました事件案 2 件、平成 31 年度予算案 8 件、陳情 2 件を一括し、反対討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

○議長（平田勝章君） 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終ります。

◎ 採 決 【午後 2 時 45 分】

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。はじめに、議案第 3 号、「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 4 号、「村道路線の認定及び廃止について」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎30 年度当初予算

○議長（平田勝章君） 次に平成 31 年度当初予算については、賛成の方の起立を求めます。まず、議案第 5 号、「平成 31 年度 生坂村一般会計予算」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり

り可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第6号、「平成31年度生坂村営バス特別会計予算」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第7号、「平成31年度生坂村福祉センター特別会計予算」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第8号、「平成31年度生坂村簡易水道特別会計予算」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第9号、「平成31年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第10号、「平成31年度生坂村農業集落排水特別会計予算」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第11号、「平成31年度生坂村介護保険特別会計予算」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 12 号、「平成 31 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情 31 第 1 号「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨にもとづいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情」を採決いたします。陳情 31 第 1 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、陳情 31 第 1 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情 31 第 2 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情」を採決いたします。陳情 31 第 2 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、陳情 31 第 2 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎日程 3. 3 月 14 日の追加議案の質疑討論採決

○議長（平田勝章君） 次に、日程 3 定例会の 7 日目、3 月 14 日に理事者から提出された追加議案、議案第 13 号から議案第 20 号までの、平成 30 年度補正予算案 8 件、の質疑、討論、採決をおこないます。平成 30 年度補正予算案 8 件について質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 初めに質疑はありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（平田勝章君） 次に反対討論はありませんか。
[「なし」の声あり]

○議長（平田勝章君） 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終結いたします。

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。議案第 13 号 平成 30 年度 生坂村一般会計補正予算【第 4 号】 を採決します。議案第 13 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決（否決）することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 14 号から議案第 20 号までの平成 30 年度特別会計補正予算 7 件を一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議案第 14 号から議案第 20 号までの平成 30 年度特別会計補正予算 7 件を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 14 号から議案第 20 号までの平成 30 年度特別会計補正予算 7 件は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） ここで、暫時休憩をいたします。これより全員協議会を開催いたしますので、第 3 会議室にお集まりください。【午後 2 時 33 分】

◎ 議事日程の追加 【午後 3 時 02 分】

○議長（平田勝章君） 再開いたします。お諮りいたします。
お手元に配布してあります日程のほかに、本日理事者より提出されております、議案第 21 号「副村長の選任について」と議案第 22 号「教育委員会教育長の任命について」と、議員より提出されております 発議第 1 号「地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」と、「議員派遣の件」の、併せて 4 件を追加したいと思います。ご異議ございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって、議案第 21 号「副村長の選任について」と議案第 22 号「教育委員会教育長の任命について」と、議員より提出されております 発議第 1 号「地域からの経済好循環の実現に向

け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」と、「議員派遣の件」の、併せて4件を日程に追加いたします。

○議長（平田勝章君） 追加日程を事務局より配布させますので、しばらくお待ちください。

◎ 追加議案の提案理由の説明 【午後3時04分】

○議長（平田勝章君） ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、委員長報告等でお擦れのところ申し訳ございませんが、追加議案のご審議をいただきたくよろしくお願い申し上げます。議案の説明につきましては、議案第21号副村長の選任について、この議案は8年間空席としておりました副村長を4月1日から置くため、副村長の選任の同意を求めるものでありまして、任期は2019年4月1日から2023年3月31日までであります。

議案第22号教育委員会教育長の任命について、この議案は市川教育長が後進に道を譲りたいということなどで、3月31日をもって辞任されるため、後任の教育長の任命の同意を求めるものでありまして、任期は2019年4月1日から2022年3月31日までであります。以上の議案でございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げまして議案の説明とさせていただきます。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎ 追加日程1 議案第21号 追加日程2 議案第22号 【午後3時05分】

○議長（平田勝章君） おはかりいたします。追加日程1、議案第21号「副村長の選任について」と追加日程2 議案第22号「教育委員会教育長の任命について」の2件を一括して上程し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、追加日程1、議案第21号と追加日程2、議案第22号の2件を一括上程し議題としたいと思います。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。
〔総務課長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎ 追加日程の採決 【午後 3 時 08 分】

○議長（平田勝章君） 本件は人事案件ですので、質疑・討論を省略し、採決に入ります。議案第 21 号 「副村長の選任について」の原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第 21 号 「副村長の選任について」は、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 議案第 22 号 「教育委員会教育長の任命について」の原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。よって、議案第 22 号 「教育委員会教育長の任命について」は、原案に同意することに決定いたしました。

◎ 追加日程 3 発議第 1 号 【午後 3 時 09 分】

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 3、発議第 1 号 「地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」を上程し、議題といたします。提出議員の朗読説明を求めます。

○2 番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい。一ノ瀬議員。

〔2 番（一ノ瀬貞男君）朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論 （午後 3 時 15 分）

○議長（平田勝章君） 次に、質疑・討論に入ります。追加日程 3 発議第 1 号 について、質疑・討論のある方の発言を許します。はじめに質疑はありませんか。

○議長（平田勝章君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） なければ質疑・討論を終結いたします。

◎ 採 決（午後 2 時 29 分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。

追加日程 3、発議第 1 号 「地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、発議第 1 号「地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 追加日程 4 議員派遣の件 【午後 3 時 15 分】

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 2、議員派遣の件を議題といたします。おはかりいたします。議員派遣の件については、議会会議規則第 127 条第 2 項の規定によって、お手元に配布してあります議案書のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議員派遣の件は議案書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎ 継続審査の申出 【午後 3 時 16 分】

○議長（平田勝章君） 次に、日程 4・閉会中の継続審査及び調査の申し出について、を議題といたします。お手元に配布してありますとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。議会会議規則第 74 条の規定により、これを許可することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議会運営委員長 市川議員、総務建経常任委員長 一ノ瀬議員、社会文教常任委員長 太田議員から申し出のありました、閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 以上を持ちまして、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。【午後 3 時 17 分】

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、平成 31 年第 1 回生坂村議会 3 月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

8 日から始まりました 3 月定例会でございましたが、上程をいたしました議案を慎重にご審議をいただきまして、全議案を原案のとおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、平成最後の定例会でお認めいただいた来年度の予算と、ローリングしました「いくさか村づくり計画」に沿いまして、生坂創生に向けて新事業を含む 4 つの重点事業をしっかりと遂行してまいりたいと考えております。

また、議員各位 8 名全員から一般質問で質され、ご回答させていただいた内容に沿いしても、しっかりと対応してまいりたいと考えている次第でございます。

ほぼ毎年度、3 月定例会の最終日までに決定通知がありました 3 月分の特別交付税ですが、現段階ではまだ通知がない状況でございます。しかし、今定例会の補正予算をお認めいただきましたので、年度当初の基金取り崩し分の 7,727 万 1 千円の内、1,190 万 9 千円が基金取崩見込み額となっておりますが、今月の特別交付税を見込みますと、全額基金を取り崩さずに済みますし、今年度の過疎債ソフト分 4,810 万円も基金に積み立てられ、さらに 4,000 万円程を基金に積み立てられる状況だと考えております。

今後専決処分をお願いし、臨時財政対策債でお借りをした起債を繰上償還するために、減債基金に積み立てていきたいと考えております。

来年度以降もお認めをいただきました予算の他に必要な事業には補正予算をお願いしていく中で、引き続き将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図りながら、財政健全化に向けて取り組んでまいります。

そして、4 月より 8 年ぶりに副村長を置くことにご同意いただきましたので、牛越総務課長には、これまで以上に各部署の仕事状況等の把握に努めていただくとともに、やまなみ荘、いくさかの郷などの現場に出向き、健全運営のために誠心誠意務めていただきたいと考えております。

また、長野県から派遣していただいた樋口新教育長におかれましては、教育委員会は、子育て支援と生坂教育等で重要な役割を担っている部署でありますので、生坂教育の良い面を伸ばしていただくとともに、県職員として教育に携われた経験を活かされ、生坂教育に新しい風を吹き込んでいただき、生坂村の教育行政のためにご尽力をお願いする次第でございます。

今年 5 月 1 日には皇太子殿下が新天皇に即位され新元号となり、新しい時代が始まります。当村も改革しなければならないところはしっかりと取り組み、

来年度からのトロイカ体制により、私の４期目の公約実現に向けて、４つの重点事業を確実に実施するとともに、人口減少、少子高齢化などの山積する課題を解決、または方向付けをしてまいりたいと考えております。

それでは、退任をされます市川教育長に於かれましては、思い返せば私の議員６年弱の任期中は、議会事務局長としてお世話になり、その後私が村長になってからは、各課長などの管理職を歴任し、３期１２年間の私の村政運営を支えていただきました。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されて、当村では初めての新教育長に就任され、一期３年間、当村の教育行政のトップとして、子育て支援センター「なのはな」の建設、Ｂ＆Ｇ海洋センターの改修、下生坂体育館の改修、生坂小学校の図書館の改修、ＩＣＴ教育の推進、北海道標津町の中学生との交流学習の実施、生坂村教育大綱等により、総合教育会議や保小中一貫教育研究検討協議会での協議などを通して、子育て支援、生坂教育の充実強化にご尽力いただくなど、大変多くのご貢献に対して心より感謝を申し上げます。

ご退任後も、健康にご留意なされ、引き続き生坂村の協働による村づくりのために、ご支援、ご指導を賜りますようお願いする次第でございます。

それでは、議員各位に於かれましては、健康にご留意なされ、引き続き各課題に対して検討協議をお願いしますとともに、来年度は第５次総合計画の最終年度でありますので、その総合計画の目標に向け、村民の皆さんとの協働による村づくりを継続していくために、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（平田勝章君） ここで、市川教育長よりあいさつがあります。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長

○教育長（市川廣美君） 平成３１年第１回生坂村議会定例会本会議の議場におきまして、退任のあいさつの機会を与えていただき感謝を申し上げます。

私は、新しい教育委員会制度のもと平成２８年４月から新教育長として選任され、教育長３年の任期となりますこの３月３１日をもちまして退任することとなりました。この間、大きな事故もなく曲がりなりにも職務を全うできますのも、ひとえに藤澤村長をはじめ職員の皆様の温かいご支援と、そして、議員の皆様をはじめ村民の皆様のご理解ご協力の賜物と心より感謝を申し上げる次第でございます。

思い返せば、藤澤前教育長から引継ぎを受け、子育て支援センターなのはなの建設事業がありましたが、地権者の方や近隣の皆様のご理解をいただき、関係者の皆様方のご協力を獲まして、総合的な子育て支援の拠点施設としてオー

ブンすることが出来ました。また、学校教育におきましては、地域社会について学び小規模校ならではの特色を生かしたきめ細やかな学校運営に努めるとともに、生坂村コミュニティースクールを立上げ、村の子どもたちを学校、家庭、地域が一体となって育てていく仕組みづくりに努めてまいりました。

また、少子化により小中学校においては様々な課題を抱えてきておりますが、議会より提案をいただき保小中一貫教育研究検討協議会を設置し、一貫教育の方向付けの協議が行われ来ました。今年7月頃を目途に協議会での意見を集約をして、藤澤村長に報告できるものと思います。このように私の任期中多くの皆様のご協力によりまして、各事業を取り組むことが出来ましたことを重ねて感謝を申し上げる次第でございます。これから将来にわたり、村の子どもたちには夢や希望を育み、生坂村で生まれ育ったことに誇りを持ち、社会に貢献できる人材が育って行くことを願うものでございます。議員の皆様には今後とも教育行政に対しまして、格別なご支援をお願い申し上げます。終わりに議員の皆様をはじめ村民の皆様のご多幸と、生坂村がますます発展されますことをご祈念申し上げて退任のあいさついたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎ 閉 会 【午後3時27分】

○議長（平田勝章君） 本定例会に付された議案につきましては、慎重審議をいただき終了しました。深く感謝いたします。本日の会議を閉じます。これもちまして、平成31年第1回生坂村議会定例会を閉会といたします。なお、この後、議会全員協議会を開催いたしますので、第3会議室にお集まりください。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。大変ご苦勞様でございました。【午後3時28分】

平成 31 年 3 月 19 日

署名議員 龍澤龍一

112